

第6期三木市障害者基本計画・
第8期三木市障害福祉計画・
第4期三木市障害児福祉計画
(素案)

令和8年9月23日時点

目 次

第Ⅰ部 総論

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	4
4 計画の推進体制.....	5
5 障害者施策の動向.....	6
第2章 本市の障害福祉施策をめぐる現状と課題.....	7
1 障害福祉サービスに関する政策動向.....	7
2 各種統計.....	9
3 各種調査結果からみる三木市の現状.....	17
4 第5期障害者基本計画の評価検証.....	32
5 調査結果等からみた本市の障害福祉施策の課題について.....	35

第Ⅱ部 第6期三木市障害者基本計画

第3章 本計画のめざす将来像と基本目標.....	38
1 めざす将来像.....	38
2 基本方針.....	39
3 施策体系.....	41
第4章 施策の展開.....	42
基本方針1 社会参加の支援と共生のまちづくり.....	42
基本方針2 日常生活を支える相談支援と福祉サービスの充実.....	46
基本方針3 保健・医療との連携.....	51
基本方針4 切れ目のない障がい児支援.....	54
基本方針5 就労や多様な社会参加への支援.....	58
基本方針6 誰もが暮らしやすい環境づくりの推進.....	62

第Ⅲ部 第8期三木市障害福祉計画・第4期三木市障害児福祉計画

第5章 障害福祉サービス等の提供体制の整備.....	69
1 国の指針に基づく目標設定.....	69
2 障害福祉サービス等の見込量と確保方策.....	76
3 地域生活支援事業の見込量と確保方策.....	89

第Ⅰ部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、わが国においては少子高齢化が進展し、障がいのある人やそのご家族が高齢になるとともに、障がいの重度化・重複化の傾向がみられます。さらに、「ヤングケアラー」や「8050 問題」に代表されるように、生活における課題の複合化や複雑化も顕在化しています。

一方で、近年福祉分野を中心に「ウェルビーイング」の概念が広がりを見せています。「ウェルビーイング」は、高齢化が進行したり、病気や障がいがあっても、適切なケアやサポートを受けることで、よりよい生き方の追及や自己実現が可能であり、身体的、精神的、社会的に良好な状態になれるという考え方であり、従来の、「誰もが身近な地域で自分らしく、いきいきと暮らせる『地域共生社会』」の理念とともに、重要な考え方となっています。

このような状況の中、国においては、「地域共生社会」の実現に向け、障害者権利条約が採用する「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念を取り入れた法整備が推し進められています。

令和4年には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、情報取得や意思疎通に係る環境整備が図られたほか、令和6年4月に施行された改正「障害者差別解消法」では、民間事業者による合理的配慮の提供が法的義務となるなど、障がいのある人が地域で安心して生活するための取組が進められています。

また、福祉サービスの基盤整備の面でも大きな変革がみられます。同月に施行された改正「障害者総合支援法」では、グループホームの支援内容の強化、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点の整備に係る市町村の努力義務化、「就労選択支援」の創設（令和7年10月施行）、対象となる疾病（難病）の拡大などが盛り込まれました。

このように、障がいのある人の人権と尊厳が尊重され、ライフステージを通じた途切れのない支援や社会参加を促進するための制度的、社会的な環境整備が大きく進展を続けるなか、本市においても、近年の障害福祉施策を取り巻く状況や社会情勢の変化を踏まえながら、本市の障がい者（児）の生活状況やニーズに対応するため、「第6期三木市障害者基本計画・第8期三木市障害福祉計画・第4期三木市障害児福祉計画」を一体的に策定しました。

2 計画の位置づけ

(1) 法律上の位置づけ

① 第6期三木市障害者基本計画

- 「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」として地方自治体に策定が義務付けられています。
- 障害福祉施策の基本的な理念と、事業を展開する指針を明らかにするものです。

◆障害者基本法第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

② 第8期三木市障害福祉計画・第4期三木市障害児福祉計画

- 障害福祉サービス、児童通所支援等の計画的な整備の方向性を示す計画として、障害者総合支援法、児童福祉法において地方自治体に策定が義務付けられています（下表参照）。
- 障害福祉サービス等の向こう6年間の見込み量や、提供体制の確保方策、支援の充実のための目標等について定めるものです。

◆障害者総合支援法第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

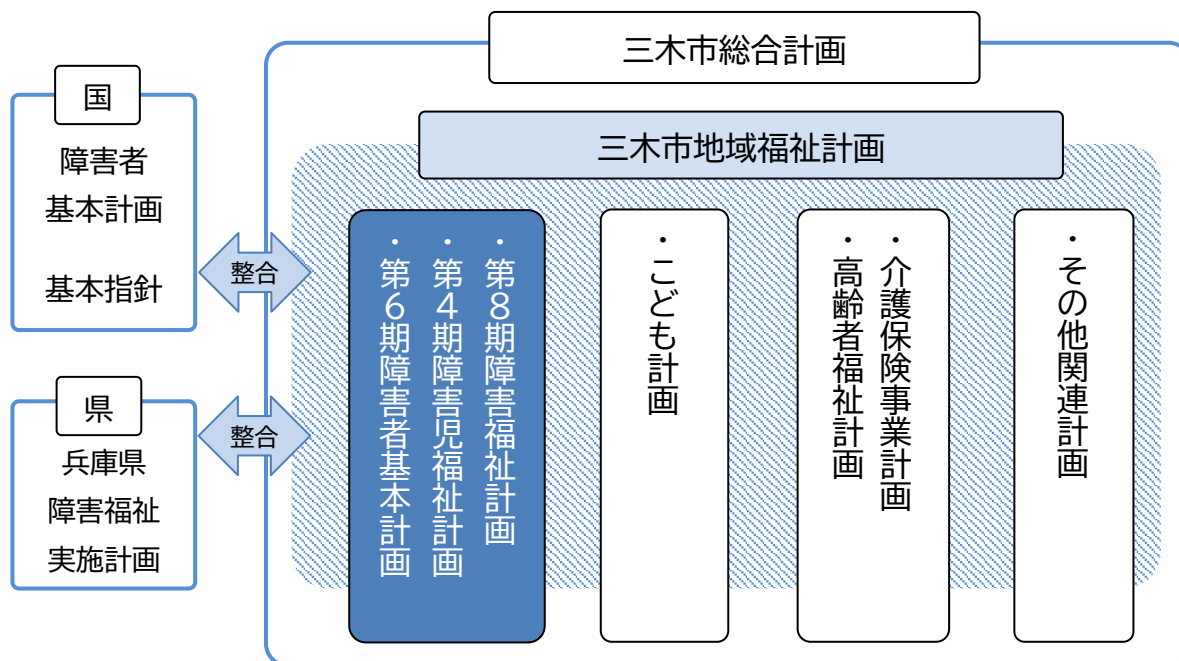
◆児童福祉法第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 他計画との関係

本計画は、「三木市総合計画」及び「三木市地域福祉計画」を上位計画とし、連携して推進するものとします。

また、「三木市こども計画」、「三木市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」等の関連計画との整合を図りながら策定するものとします。



3 計画の期間

三木市障害者基本計画の計画期間は、令和9年度～令和14年度の6年間とします。

三木市障害福祉計画・障害児福祉計画の計画期間は、令和9年度～令和14年度の6年間とし、中間年で成果目標・活動指標の検証・見直しを行います。

■本計画及び関連計画の計画期間

	(年度)					
	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12	令和 13	令和 14
三木市 総合計画	現行計画			次期計画		
三木市 地域福祉計画	第 5 期					
三木市 障害者基本計画	第 6 期（本計画）					
三木市 障害福祉計画	第 8 期（本計画）					
			見直し			
三木市 障害児福祉計画	第 4 期（本計画）					
			見直し			
三木市こども計画	第 1 期			第 2 期		
三木市高齢者 福祉計画・介護保険事業計画	第 10 期			第 11 期		
内閣府 障害者基本計画	第 5 次	第 6 次				
兵庫県 ひょうご障害者福祉計画	第 3 期					

※  現行計画、 本計画、 今後策定する予定の計画

4 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制の整備

本計画は、障がい福祉分野だけにとどまらず、保健・医療、就労、介護、子育て、地域福祉、教育、人権、建設等幅広い領域にわたっています。特に、高齢者福祉や介護保険事業、子ども・子育て支援事業とは連携すべき領域が多くなっています。そのため、計画の推進にあたっては、障がい福祉担当課を中心に、適宜、関係各課との連携及び調整を図りながら推進します。

また、持続可能で安定した支援体制の整備のためには、障害福祉サービス事業所や当事者団体、医療機関等の関係団体・関係機関との連携も重要な課題となります。三木市障害者(児)地域自立支援協議会を中心に、支援の充実に向けた連携体制の強化に取り組みます。

(2) 進捗管理の方法

本計画の実施状況については、毎年の成果目標・活動指標等の状況について庁内で集約し、県に報告するとともに、進捗状況を確認します。

また、計画期間の中間年等では、社会福祉審議会障がい者福祉検討部会を開催し、計画の進捗状況について確認し、課題の整理や改善方策の検討を進めます。これらの評価を踏まえ、計画変更の必要が生じた場合には、柔軟に計画の見直しを行い、PDCAサイクルに基づき成果目標等の達成状況を分析・評価することにより、計画の着実な推進と障害福祉サービス等の提供体制の確保に努めます。

5 障害者施策の動向

国においては、平成 18 年の障害者自立支援法の施行により、これまで障がい種別ごとに異なっていたサービス体系の一元化が図られ、現在の障害福祉サービスにつながる制度として整備されました。その後、平成 26 年の障害者権利条約の批准に関連する法整備等もあり、障害者福祉向上のための様々な制度改正や環境整備が進められています。

令和 5 年「第 5 次障害者基本計画」の策定以降の主な国の動きは以下の通りです。令和 6 年の改正障害者差別解消法（民間事業者に対する合理的配慮提供の義務化）や改正障害者総合支援法の施行など、共生社会の実現に向けた制度改正や環境整備が継続して推進されています。

■障害者自立支援法施行以降の主な国の動き

年	主な制度・法律	主な内容
R5	第 5 次障害者基本計画の策定	・ 計画期間令和 5 年度～ 9 年度 ・ 全ての国民が共生する社会の実現をめざして総合的な施策を推進
	【改正】障害者総合支援法の一部施行	・ 精神保健福祉法における一部規定の変更 ・ 難病・小児慢性特定疾病医療費助成の開始時期の前倒し
R6	【改正】障害者差別解消法の施行	・ 合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象に）
	【改正】障害者総合支援法の施行	・ グループホームの支援内容の強化 ・ 基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の整備の努力義務化 ※「就労選択支援」創設は令和 7 年 10 月施行
	障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画の策定	「・障害の社会モデル」の考え方を踏まえ、①障害のある人の子育て等の希望する生活の実現に向けた支援の取組、②公務員の意識改革に向けた取組、③「心のバリアフリー」の取組を推進
R7	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律施行	・ 被害者本人や配偶者への補償金について規定
	手話施策推進法 施行	・ 手話を必要とする人への取組、手話を使用できる環境の整備等
R8	高次脳機能障害者支援法 施行	・ 高次脳機能障害への理解促進、高次脳機能障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援の充実
	【改正】医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布（R9 年 4 月施行）	・ 医療的ケア児の成長等を踏まえた支援対象の拡大、支援施策の充実、医療的ケア児等支援センターの強化等

第2章 本市の障害福祉施策をめぐる現状と課題

1 障害福祉サービスに関する政策動向

(1) 障害者総合支援法等の施行

令和4年に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」は令和6年4月より本施行されており、障がいのある人の地域生活や就労の支援の強化が図られています。主な改正は以下の通りです。

①障がいのある人の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

共同生活援助（グループホーム）の支援内容が明確化されました。また地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となりました。

②障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理を行う就労アセスメントの手法を活用する「就労選択支援」が、新しいサービスとして創設されました。また、重度の障がいのある人の就労機会の拡大のため、短時間勤務についても実雇用率に算定できるようになりました。

③精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

医療保護入院の要件の見直しや、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」の創設、精神科病院における虐待防止の取組の強化等の改正が行われました。

④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成の期間の拡大や、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の強化について定められました。

⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

各データベース（DB）について、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定が整備されました。

⑥その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みが創設されました。

（２）基本指針の改正

第８期障害福祉計画、第４期障害児福祉計画は、いずれも国が定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針）」に基づいて策定することが求められており、指針に基づく各種の障害福祉サービスの量の見込や、成果目標を定める必要があります。基本指針の主な改正内容は次の通りです。

- ・ 「障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上」

医療的ケア・高次脳機能障害・強度行動障害等に対応する専門的人材の確保等

- ・ 障害児支援の提供体制の整備等

４つの中核機能（①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児通所支援事業所に対する助言・支援機能、③地域における共生推進の中核機能、④地域の発達支援に関する入口としての相談機能）を市町村又は圏域で確保

- ・ 相談支援体制の充実・強化等

計画相談支援を受けられない状況の解消に向けた相談支援体制の整備

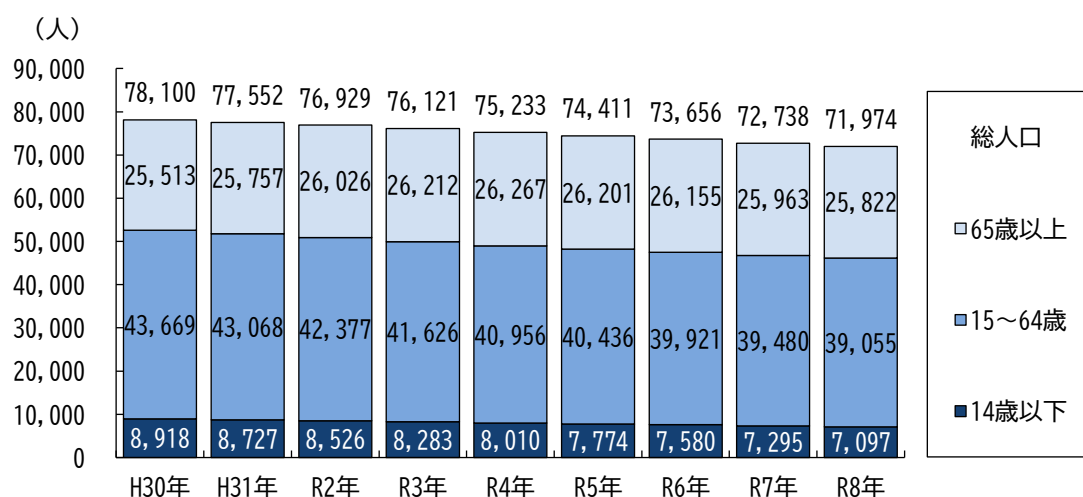
2 各種統計

(1) 年齢別人口の推移

本市の人口は、平成30年の78,100人から令和8年には71,974人となり、一貫して減少が続いています。年齢別にみると、14歳以下人口及び15～64歳人口は減少している一方、65歳以上人口は令和4年（26,267人）をピークに近年はほぼ横ばいで推移し、直近では微減に転じています。

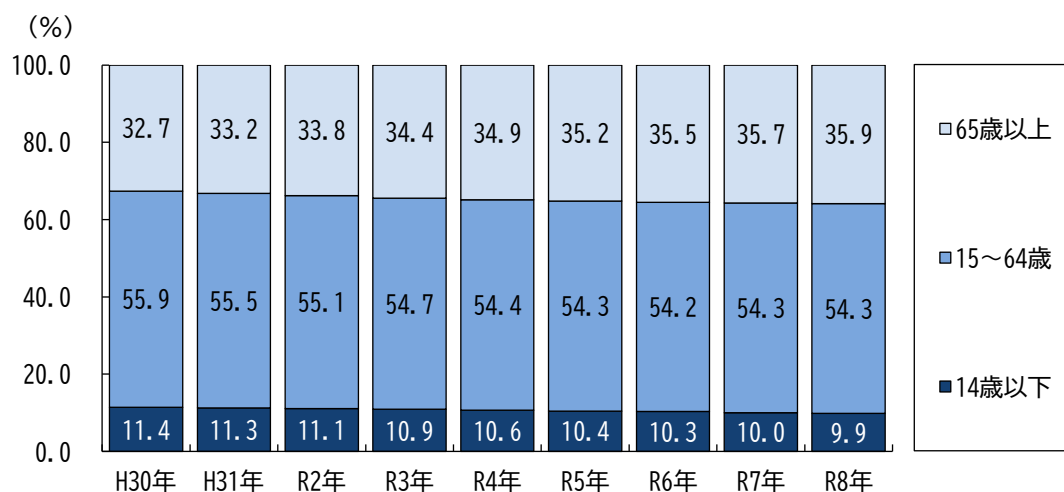
年齢別人口割合をみると、14歳以下・15～64歳人口の割合は低下が続く一方、65歳以上人口の割合（高齢化率）は平成30年の32.7%から令和8年には35.9%まで上昇を続けており、人口減少と高齢化が同時に進行しています。

■年齢3区分別人口の推移



資料：三木市住民基本台帳（各年3月31日時点）

■年齢3区分別人口割合の推移



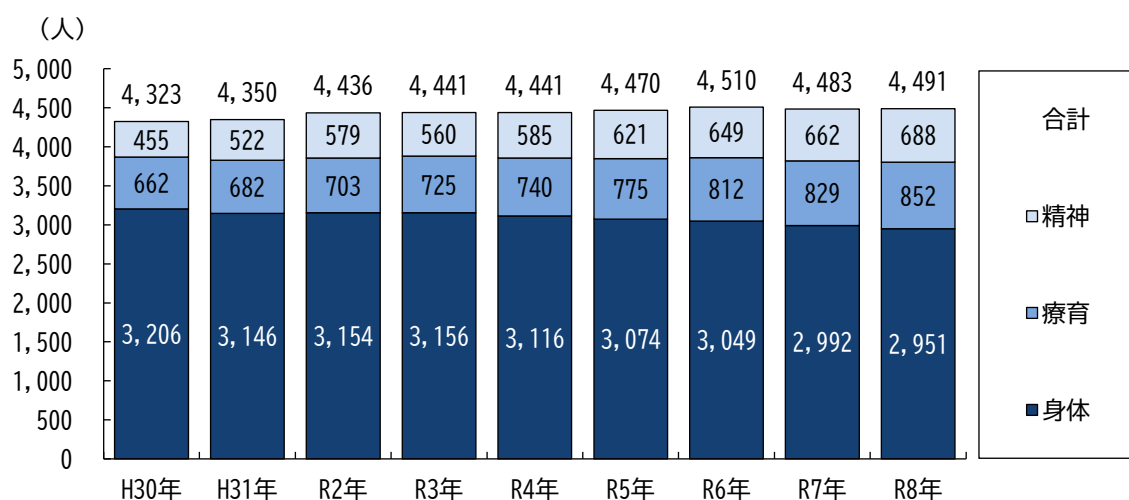
資料：三木市住民基本台帳（各年3月31日時点）

(2) 障害者手帳所持者数

障害者手帳所持者数の合計は、令和2年以降はほぼ横ばいで推移しています。手帳種別に見ると、身体障害者手帳所持者数は一貫して減少が続いている一方、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加が続いています。

人口に占める割合でも同様の傾向がみられ、身体障害者手帳所持者の割合は緩やかな減少が続いており、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者の割合はいずれも増加傾向にあります。

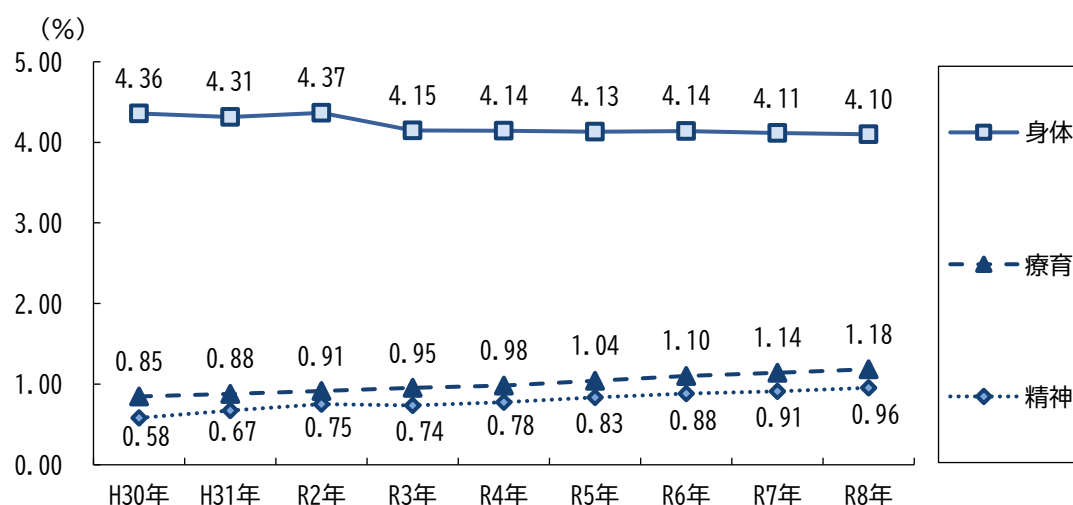
■障害者手帳所持者数の推移



※障がいの状況によって複数の手帳を所持している人は、それぞれの手帳所持者数に数えられていることから、合計の数字は手帳所持者数の実人数とは異なります。

資料：三木市主要施策実績報告書（各年3月31日時点）

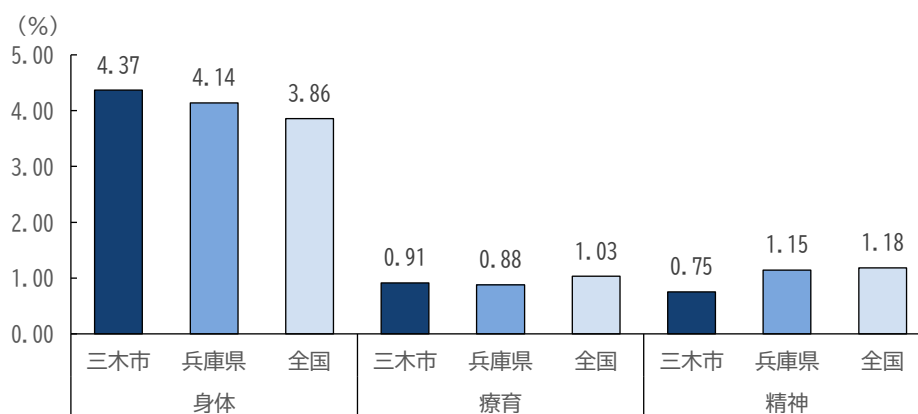
■人口に占める手帳所持者数の割合の推移



資料：三木市主要施策実績報告書（各年3月31日時点）

人口に占める障害者手帳所持者の割合を国・県と比較すると、身体障害者手帳所持者の割合は国・県より高く、療育手帳所持者の割合は県より高く、精神障害者保健福祉手帳所持者の割合は国・県より低くなっています。

■人口に占める手帳所持者数の割合の比較（令和6年3月末時点）



資料：三木市の手帳所持者数：三木市主要施策実績報告書課

三木市の人口：三木市住民基本台帳

兵庫県・全国の身体障害者手帳及び療育手帳所持者数：福祉行政報告例

兵庫県・全国の精神障害者保健福祉手帳所持者数：衛生行政報告例

兵庫県の人口：兵庫県企画部統計課「兵庫県推計人口」

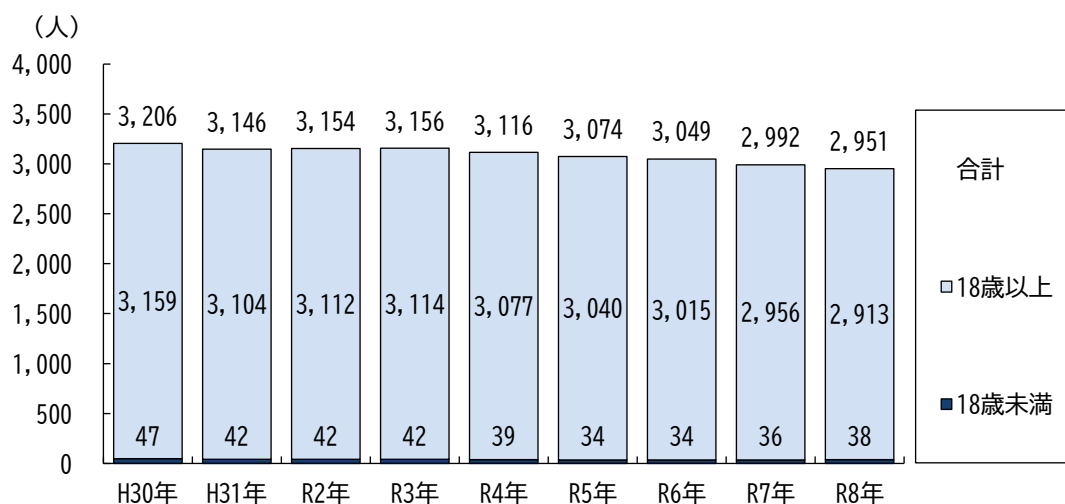
全国の人口：総務省統計局「人口推計」

(3) 身体障がいのある人

身体障害者手帳所持者数は、令和4年以降、18歳以上、未満ともに、やや減少傾向となっています。

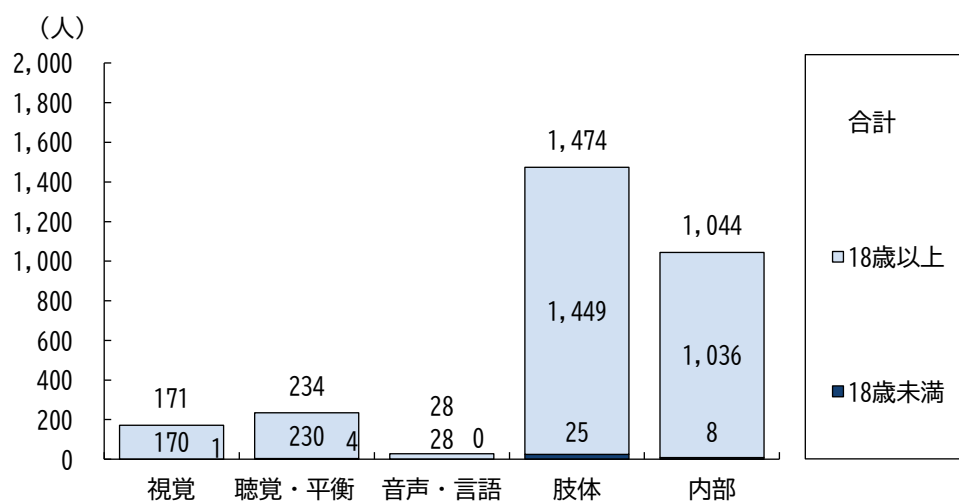
障がい種別の内訳をみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいが多くなっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移



資料：三木市主要施策実績報告書（各年3月31日時点）

■身体障害者手帳所持者数の障がい種別内訳



※「視覚」は「視覚障がい」、「聴覚・平衡」は「聴覚または平衡機能の障がい」、「音声・言語」は「音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい」、「肢体」は「肢体不自由」、「内部」は「心臓、じん臓若しくは呼吸器またはぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障がい」のことです。

資料：三木市主要施策実績報告書（令和8年3月31日時点）

判定区分別の身体障害者手帳所持者数をみると、全体では障がいの重い1級が最も多く、次いで4級が多くなっています。内部障がいのある人については1級の割合が特に多くなっています。

■判定区分別身体障害者手帳所持者数

区分	視覚		聴覚・平衡		音声・言語		肢体		内部		総数	
	児	者	児	者	児	者	児	者	児	者	児	者
1級	0	53	0	8	0	0	13	271	6	611	19	943
2級	0	50	1	37	0	3	7	236	0	18	8	344
3級	0	8	2	24	0	11	3	225	2	128	7	396
4級	1	17	0	75	0	14	1	373	0	279	2	758
5級	0	33	0	0	0	0	0	248	0	0	0	281
6級	0	9	1	86	0	0	1	96	0	0	2	191
計	1	170	4	230	0	28	25	1,449	8	1,036	38	2,913

※判定区分の内訳は障がいの種別によって異なります。障がいの程度は1級が最も重く、6級が最も軽くなっています。

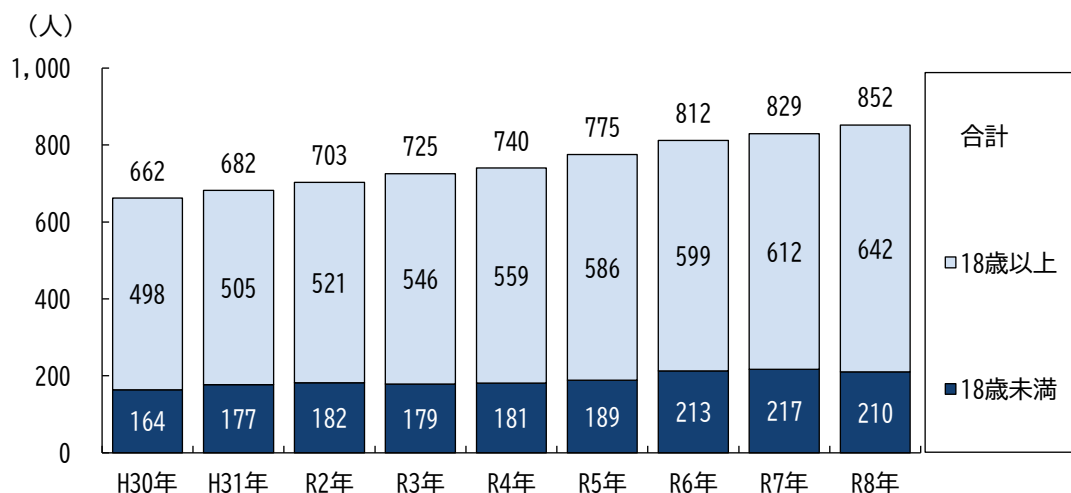
資料：三木市障害福祉課（令和5年3月31日時点）

(4) 知的障がいのある人

療育手帳所持者数は近年増加傾向です。18 歳未満と 18 歳以上のいずれも増加を続けています。

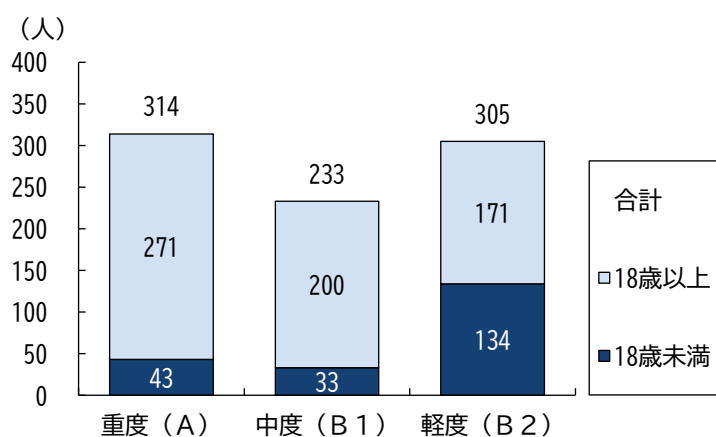
判定区分別の療育手帳所持者数をみると、全体ではA判定が最も多くなっていますが、18 歳未満では、B 2 判定が最も多くなっています。

■療育手帳所持者数の推移



資料：三木市主要施策実績報告書（各年 3 月 31 日時点）

■判定区分別療育手帳所持者数



※療育手帳の判定区分は、兵庫県では、重度（A）は「自他の意思の交換及び環境への適応が困難であって、基本的な日常生活に絶えず注意と介助を必要とし、成人になっても自立困難とされるもの」、中度（B 1）は「新しい事態の変化に適応する能力に乏しく、他人の助けや指導によって、自己の身の周りのことがらを処理しうるもの」、軽度（B 2）は「日常生活にさしつかえない程度に自ら身の周りのことがらを処理できるが、抽象的な思考推理が困難なもの」とされています。

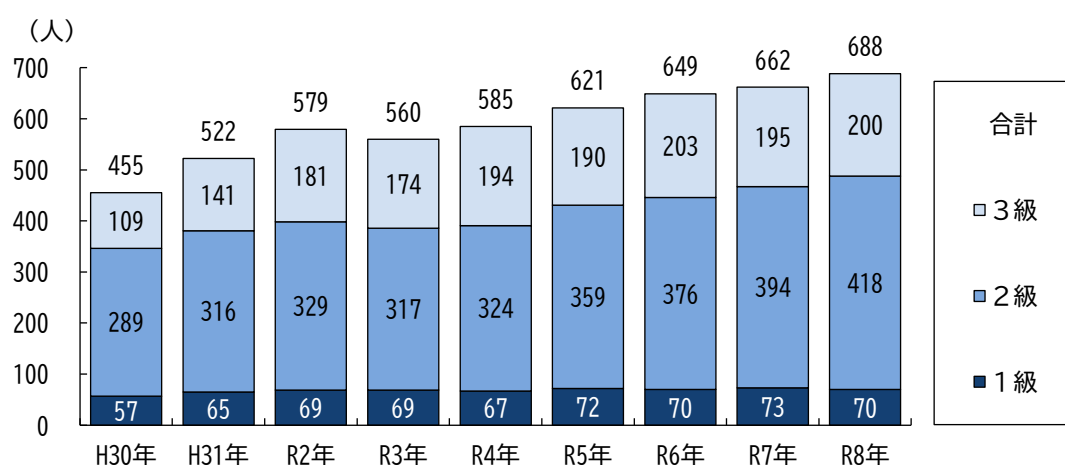
資料：三木市主要施策実績報告書（各年 3 月 31 日時点）

（５）精神障がいのある人

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、令和３年に一時的な減少がみられたものの、それ以降は再び増加し、令和８年には 688 人となっています。

精神障がいのある人については、手帳を所持していない人も少なくないことから、自立支援医療（精神通院）の受給者数についても併せて確認する必要があります。自立支援医療（精神通院）の受給者数も同様におおむね増加傾向にあり、令和５年に一時的な減少がみられたものの、令和８年には 1,282 人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数と比較すると、いずれの年も 400～600 人程度多く推移しており、手帳所持者以外にも医療的な支援を必要とする人が一定数存在することが示されています。

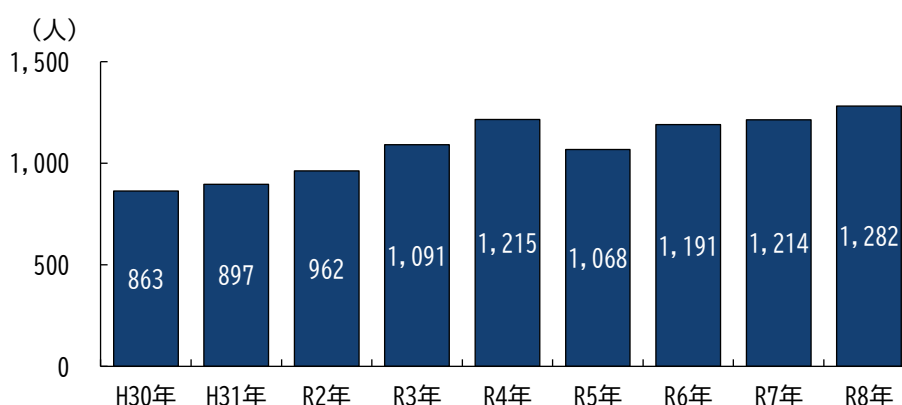
■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



※障害等級について厚生労働省では、１級は「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」、２級は「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」、３級は「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度」としています。

資料：三木市主要施策実績報告書（各年３月３１日時点）

■自立支援医療（精神通院）受給者数の推移



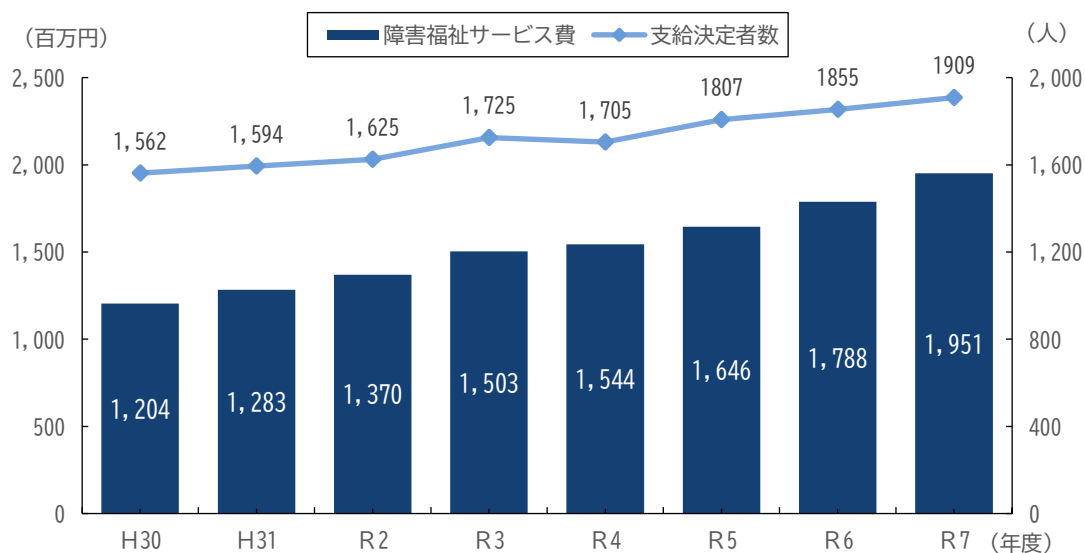
※自立支援医療（精神通院医療）制度は、通院による精神医療を続ける必要がある病状の人に、通院のための医療費の自己負担を軽減するものです。対象となるのはすべての精神疾患で、次のようなものが含まれます。統合失調症／うつ病、躁うつ病などの気分障害／不安障害／薬物などの精神作用物質による急性中毒又はその依存症／知的障害／強迫性人格障害など「精神病質」／てんかん 等。

資料：三木市主要施策実績報告書（各年３月３１日時点）

（６）障害福祉サービス費・受給者数の推移

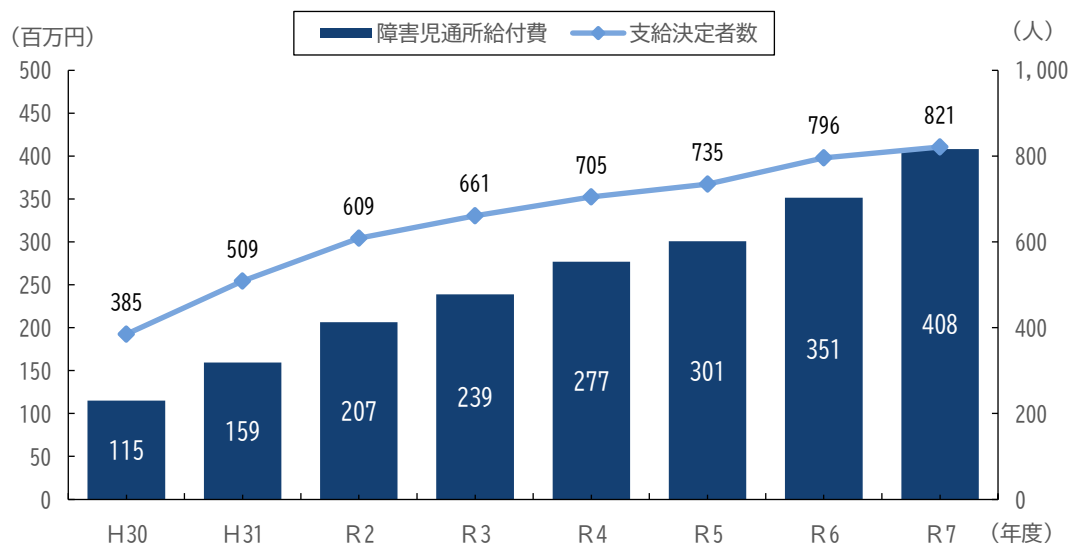
本市の障害福祉サービス費と障害児通所給付費は、いずれも増加が続いています。受給者数（支給決定者数）についても、障害福祉サービスの令和４年度で初めて減少がありましたが、おおむね増加傾向が続いています。

■障害福祉サービス費と受給者数の推移



資料：三木市主要施策実績報告書（各年３月３１日時点）

■障害児通所給付費と受給者数の推移



資料：三木市主要施策実績報告書（各年３月３１日時点）

3 各種調査結果からみる三木市の現状

(1) 調査の概要

本計画の策定にあたり、今後の本市の障害福祉施策を推進していくための基礎資料とするため、各種のアンケート調査を実施しました。

各調査の概要は下表の通りです。また、主な調査結果について次ページ以降にまとめています。

■各種アンケート調査の概要

①市民アンケート調査

◇調査期間：令和8年1月28日～2月20日

◇調査対象：三木市に居住する19歳以上で「障がいのある方に関するアンケート調査」及び「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を送付していない方

◇調査方法：郵送によって調査票を配付し、回収は郵送またはインターネットを通じた回答のいずれかを回答者が選択する方式で実施

②障がいのある方に関するアンケート調査

◇調査期間：令和8年1月28日～2月20日

◇調査対象：三木市に居住する19歳以上の障害者手帳などをお持ちの方

◇調査方法：郵送によって調査票を配付し、回収は郵送またはインターネットを通じた回答のいずれかを回答者が選択する方式で実施

③支援の必要な子どもに関するアンケート調査

◇調査期間：令和8年1月28日～2月20日

◇調査対象：三木市に居住する障害者手帳などをお持ちであったり、障害福祉サービスを利用されている18歳以下（平成20年4月2日以降生まれ）の方

◇調査方法：郵送によって調査票を配付し、回収は郵送またはインターネットを通じた回答のいずれかを回答者が選択する方式で実施

④事業所アンケート調査

◇調査期間：令和8年1月28日～2月20日

◇調査対象：三木市で障害福祉サービス事業を行う事業所

◇調査方法：郵送によって調査票を配付・回収する方式で実施

※各アンケート共通で「障がいのある方」とは「障害者手帳所持者」もしくは「障害福祉サービスを利用されている方（難病の方含む）」を指します。

⑤各調査の回収数・回収率

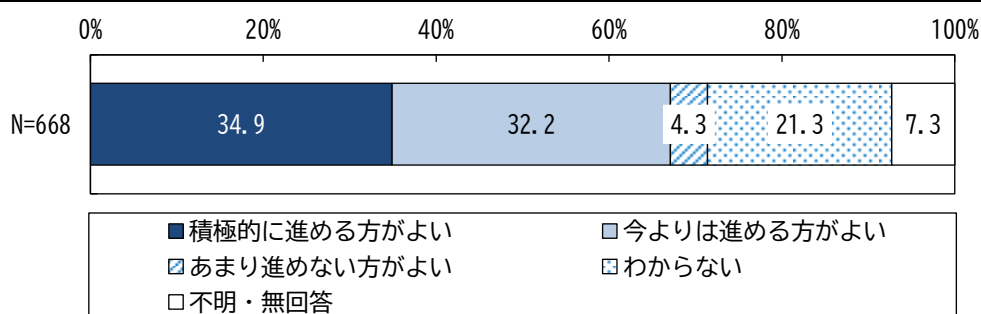
	配付数	回収数	回収率
市民アンケート調査	1,500 件	668 件	44.5%
障がいのある方に関するアンケート調査	1,100 件	545 件	49.5%
支援の必要な子どもに関するアンケート調査	300 件	140 件	46.7%
事業所アンケート調査	132 件	97 件	73.5%

(2) 主な調査結果

①市民アンケート調査

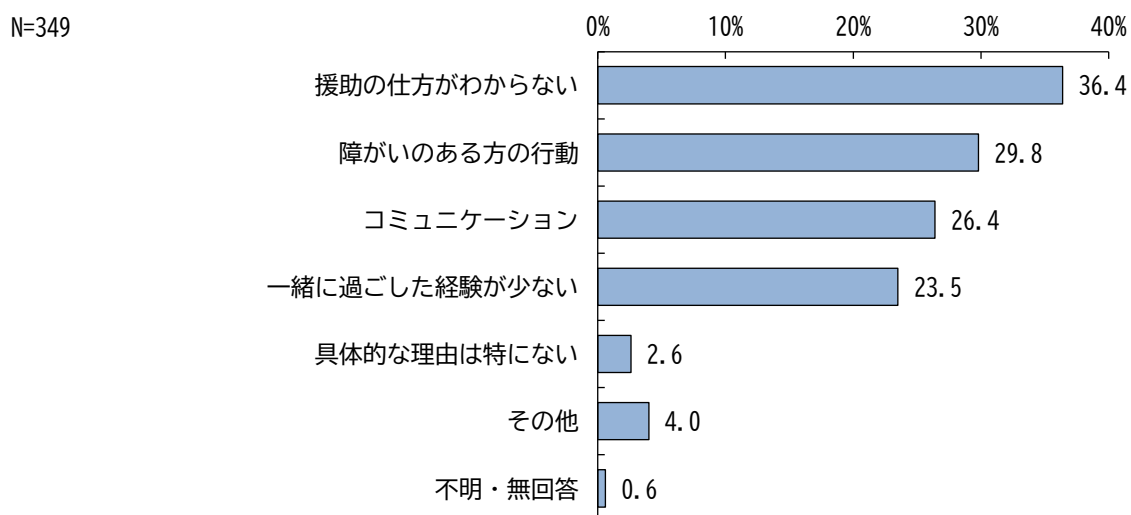
- ◆ 障がいのある方が入所施設や病院ではなく、自宅やグループホームなどの地域の住まいで暮らすことを推進する取組について（単数回答）

「積極的に進める方がよい」が34.9%と最も多く、次いで「今よりは進める方がよい」が32.2%、「わからない」が21.3%となっています。



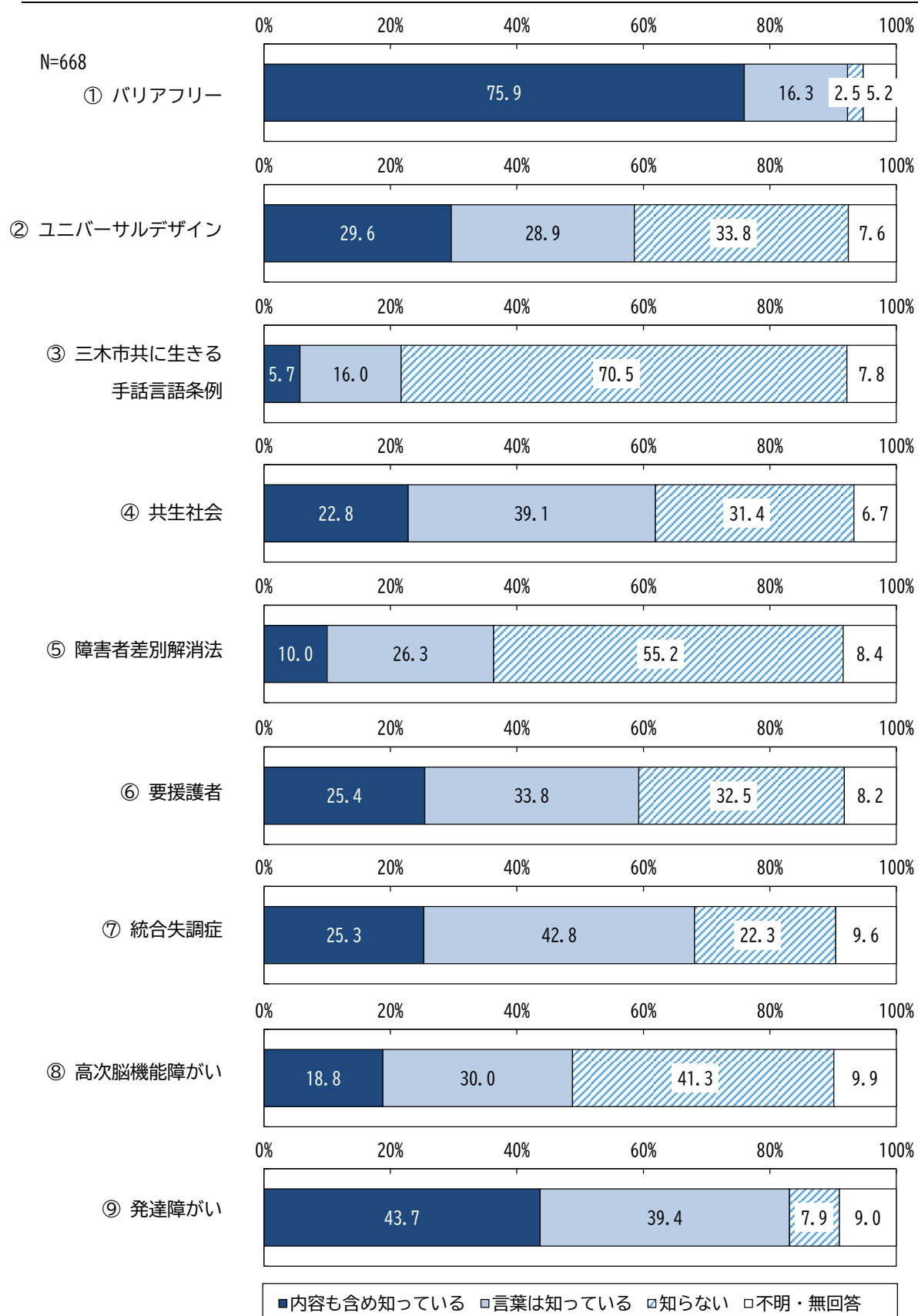
- ◆ 災害時、障がいのある方もない方も同じ避難所を利用することについて、不安を感じる点（複数回答）

災害時、障がいのある方もない方も同じ避難所を利用することについて、不安を感じる方は全体の半数程度となっています。不安の内容については、「援助の仕方がわからない」が36.4%と最も多く、次いで「障がいのある方の行動」が29.8%、「コミュニケーション」が26.4%となっています。



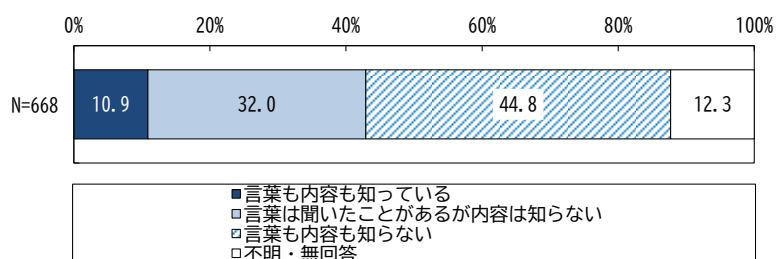
◆ 言葉の認知度について（単数回答）

「内容も含め知っている」は〔① バリアフリー〕が75.9%と最も多く、次いで〔⑨ 発達障がい〕が43.7%、〔② ユニバーサルデザイン〕が29.6%となっています。



◆ 「合理的配慮」の認知度（単数回答）

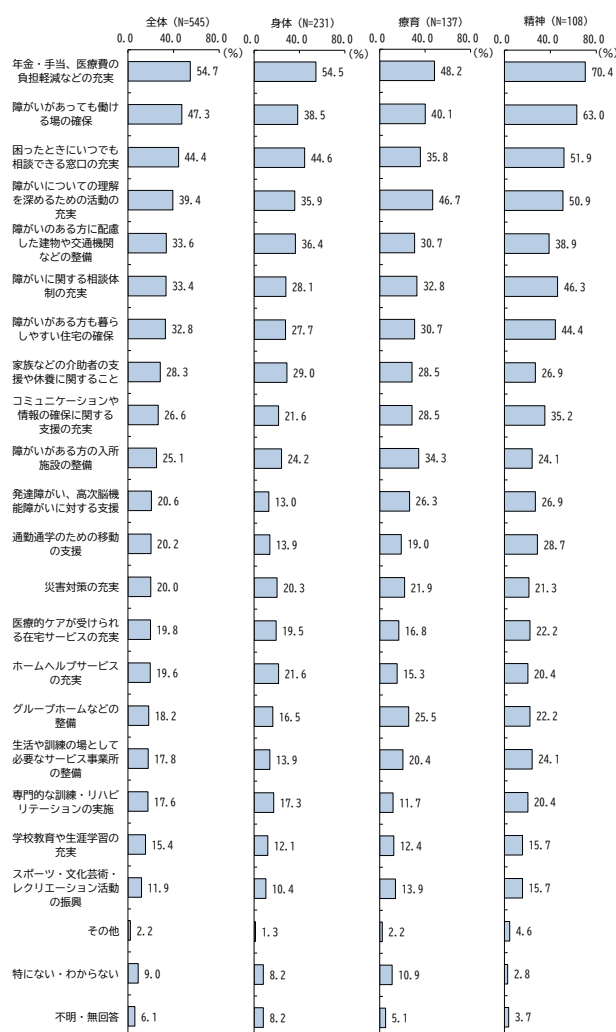
「言葉も内容も知らない」が44.8%と最も多く、次いで「言葉は聞いたことがあるが内容は知らない」が32.0%、「言葉も内容も知っている」が10.9%となっています。



②障がいのある方に関するアンケート調査

◆ 障がいのある方に対する支援を充実していくために、重要だと思う取組（複数回答）

全体では「年金・手当、医療費の負担軽減などの充実」が54.7%と最も多く、次いで「障がいがあっても働ける場の確保」が47.3%、「困ったときにいつでも相談できる窓口の充実」が44.4%となっています。



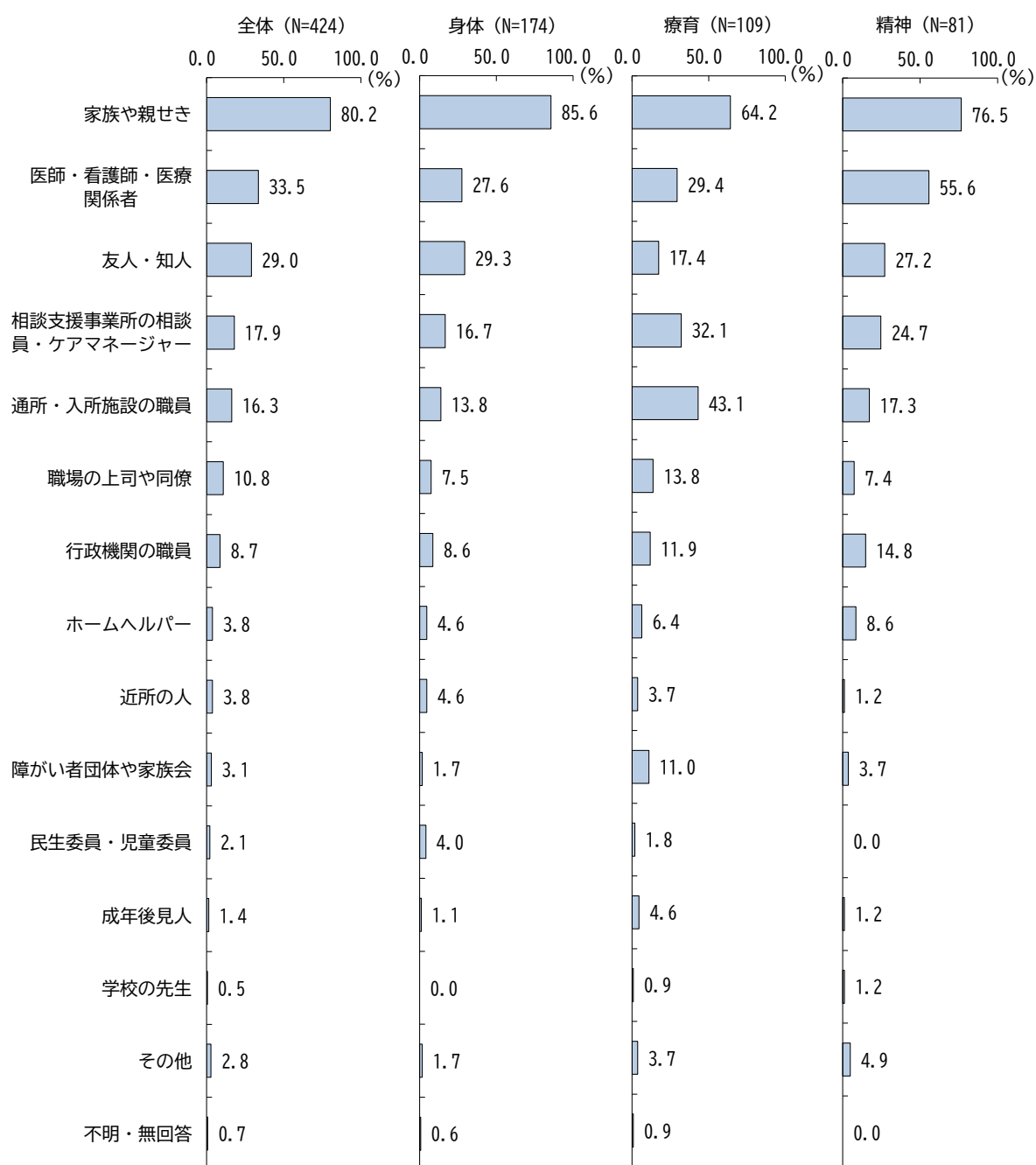
◆ 主な相談相手（複数回答）

全体では「家族や親せき」が80.2%と最も多く、次いで「医師・看護師・医療関係者」が33.5%、「友人・知人」が29.0%となっています。

〔身体〕では、「家族や親せき」が85.6%と最も多く、次いで「友人・知人」が29.3%となっています。

〔療育〕では、「家族や親せき」が64.2%と最も多く、次いで「通所・入所施設の職員」が43.1%となっています。

〔精神〕では、「家族や親せき」が76.5%と最も多く、次いで「医師・看護師・医療関係者」が55.6%となっています。



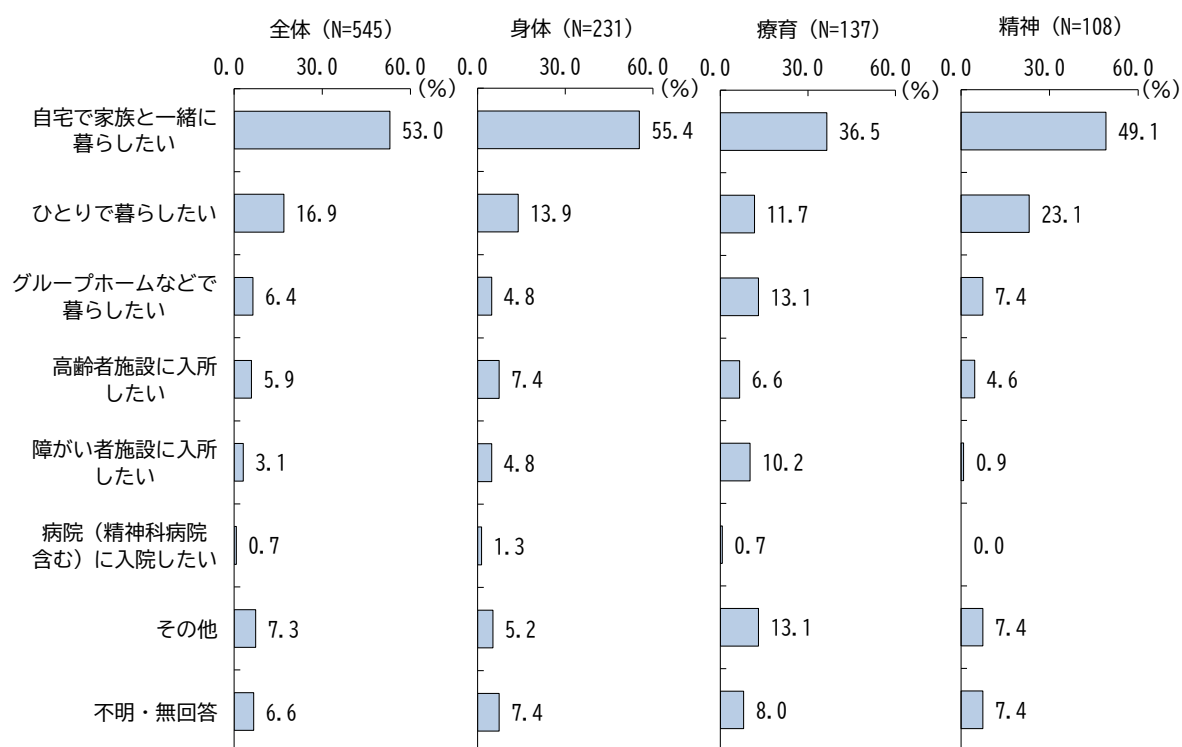
◆ 将来の暮らしの希望（単数回答）

全体では「自宅で家族と一緒に暮らしたい」が53.0%と最も多く、次いで「ひとりで暮らしたい」が16.9%、「その他」が7.3%となっています。

〔身体〕では、「自宅で家族と一緒に暮らしたい」が55.4%と最も多く、次いで「ひとりで暮らしたい」が13.9%となっています。

〔療育〕では、「自宅で家族と一緒に暮らしたい」が36.5%と最も多く、次いで「グループホームなどで暮らしたい」が13.1%となっています。

〔精神〕では、「自宅で家族と一緒に暮らしたい」が49.1%と最も多く、次いで「ひとりで暮らしたい」が23.1%となっています。



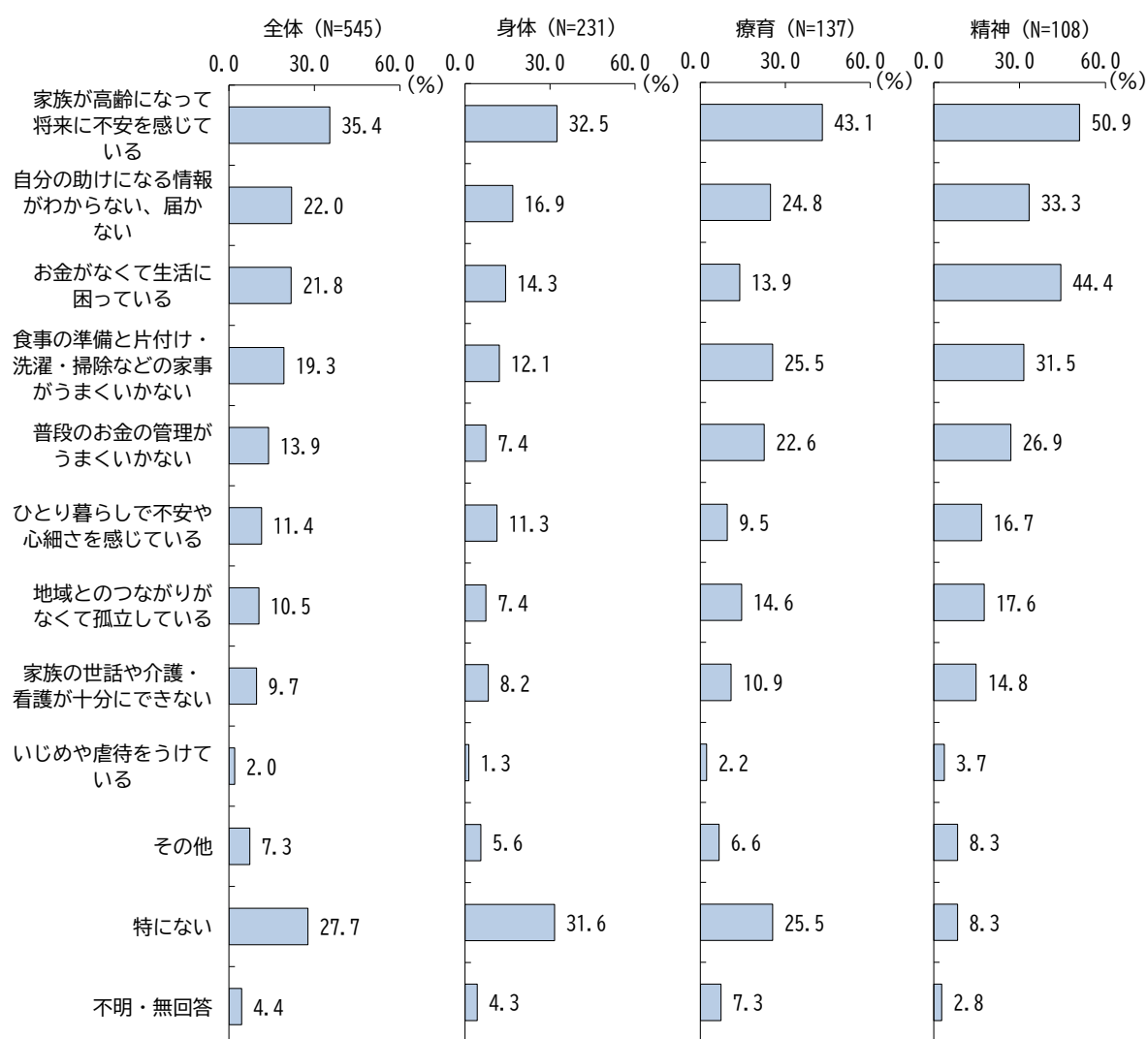
◆ 自分の障がいのこと以外で、日ごろの生活の中での悩み（複数回答）

全体では「家族が高齢になって将来に不安を感じている」が35.4%と最も多く、次いで「特にない」が27.7%、「自分の助けになる情報がわからない、届かない」が22.0%となっています。

〔身体〕では、「家族が高齢になって将来に不安を感じている」が32.5%と最も多く、次いで「特にない」が31.6%となっています。

〔療育〕では、「家族が高齢になって将来に不安を感じている」が43.1%と最も多く、次いで「食事の準備と片付け・洗濯・掃除などの家事がうまくいかない」「特にない」が25.5%となっています。

〔精神〕では、「家族が高齢になって将来に不安を感じている」が50.9%と最も多く、次いで「お金がなくて生活に困っている」が44.4%となっています。



◆ 言葉の認知度（単数回答）

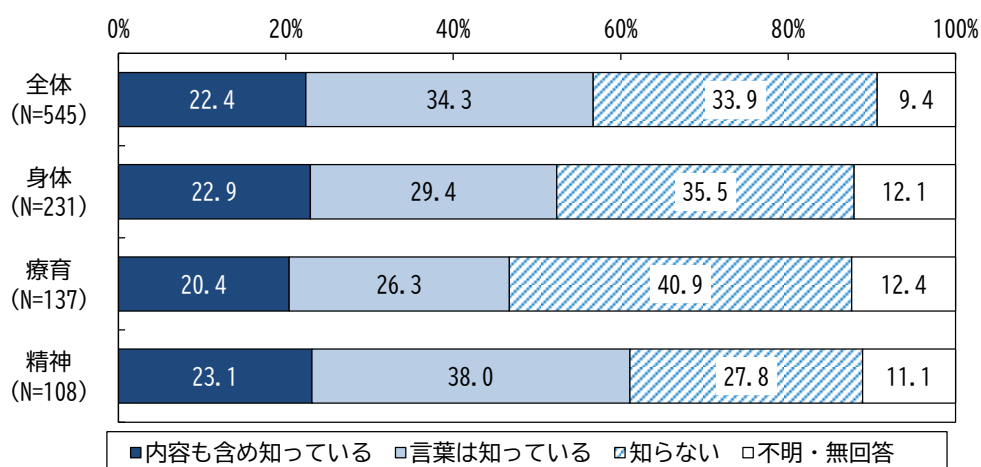
成年後見制度

全体では「言葉は知っている」が34.3%と最も多く、次いで「知らない」が33.9%、「内容も含め知っている」が22.4%となっています。

〔身体〕では、「知らない」が35.5%と最も多く、次いで「言葉は知っている」が29.4%となっています。

〔療育〕では、「知らない」が40.9%と最も多く、次いで「言葉は知っている」が26.3%となっています。

〔精神〕では、「言葉は知っている」が38.0%と最も多く、次いで「知らない」が27.8%となっています。



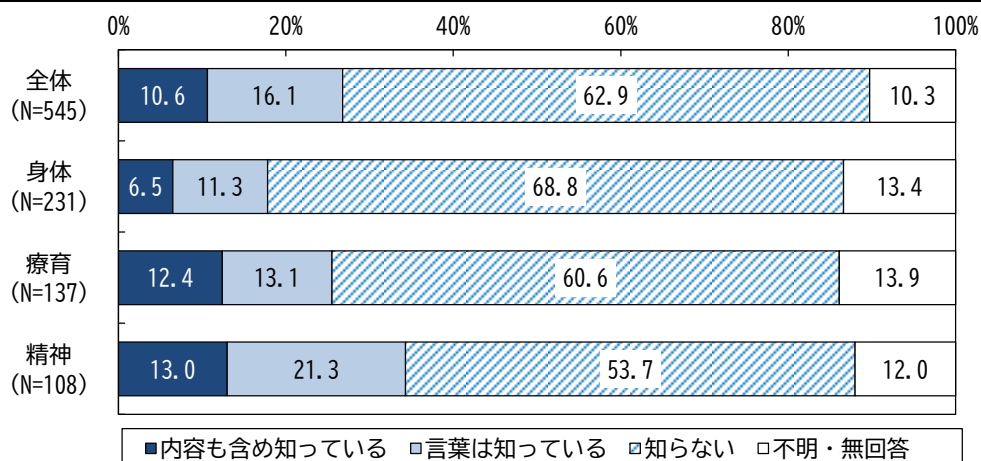
合理的配慮

全体では「知らない」が62.9%と最も多く、次いで「言葉は知っている」が16.1%、「内容も含め知っている」が10.6%となっています。

〔身体〕では、「知らない」が68.8%と最も多く、次いで「言葉は知っている」が11.3%となっています。

〔療育〕では、「知らない」が60.6%と最も多く、次いで「言葉は知っている」が13.1%となっています。

〔精神〕では、「知らない」が53.7%と最も多く、次いで「言葉は知っている」が21.3%となっています。



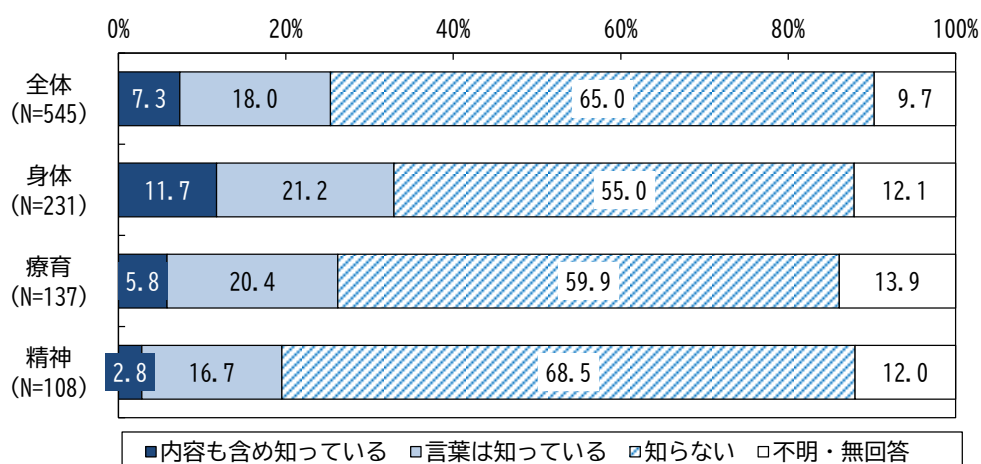
災害時要援護者制度

全体では「知らない」が65.0%と最も多く、次いで「言葉は知っている」が18.0%、「内容も含め知っている」が7.3%となっています。

〔身体〕では、「知らない」が55.0%と最も多く、次いで「言葉は知っている」が21.2%となっています。

〔療育〕では、「知らない」が59.9%と最も多く、次いで「言葉は知っている」が20.4%となっています。

〔精神〕では、「知らない」が68.5%と最も多く、次いで「言葉は知っている」が16.7%となっています。



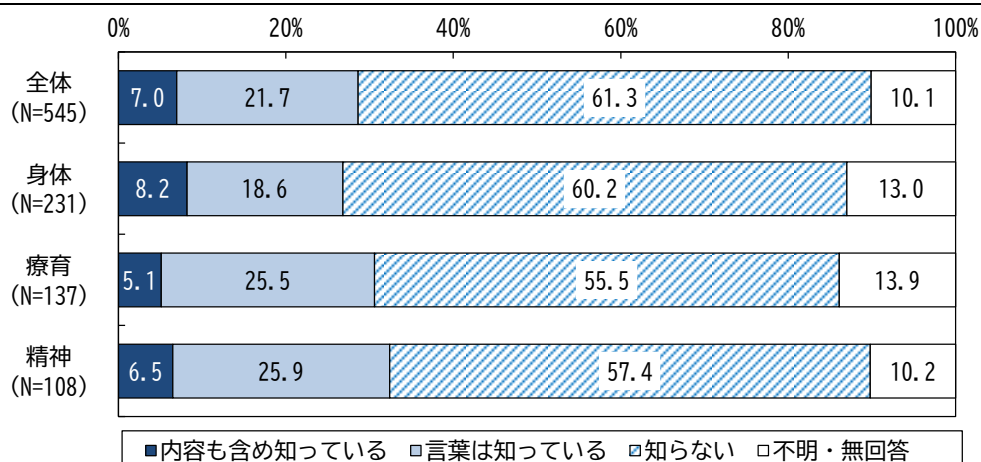
障害者差別解消法

全体では「知らない」が61.3%と最も多く、次いで「言葉は知っている」が21.7%、「内容も含め知っている」が7.0%となっています。

〔身体〕では、「知らない」が60.2%と最も多く、次いで「言葉は知っている」が18.6%となっています。

〔療育〕では、「知らない」が55.5%と最も多く、次いで「言葉は知っている」が25.5%となっています。

〔精神〕では、「知らない」が57.4%と最も多く、次いで「言葉は知っている」が25.9%となっています。



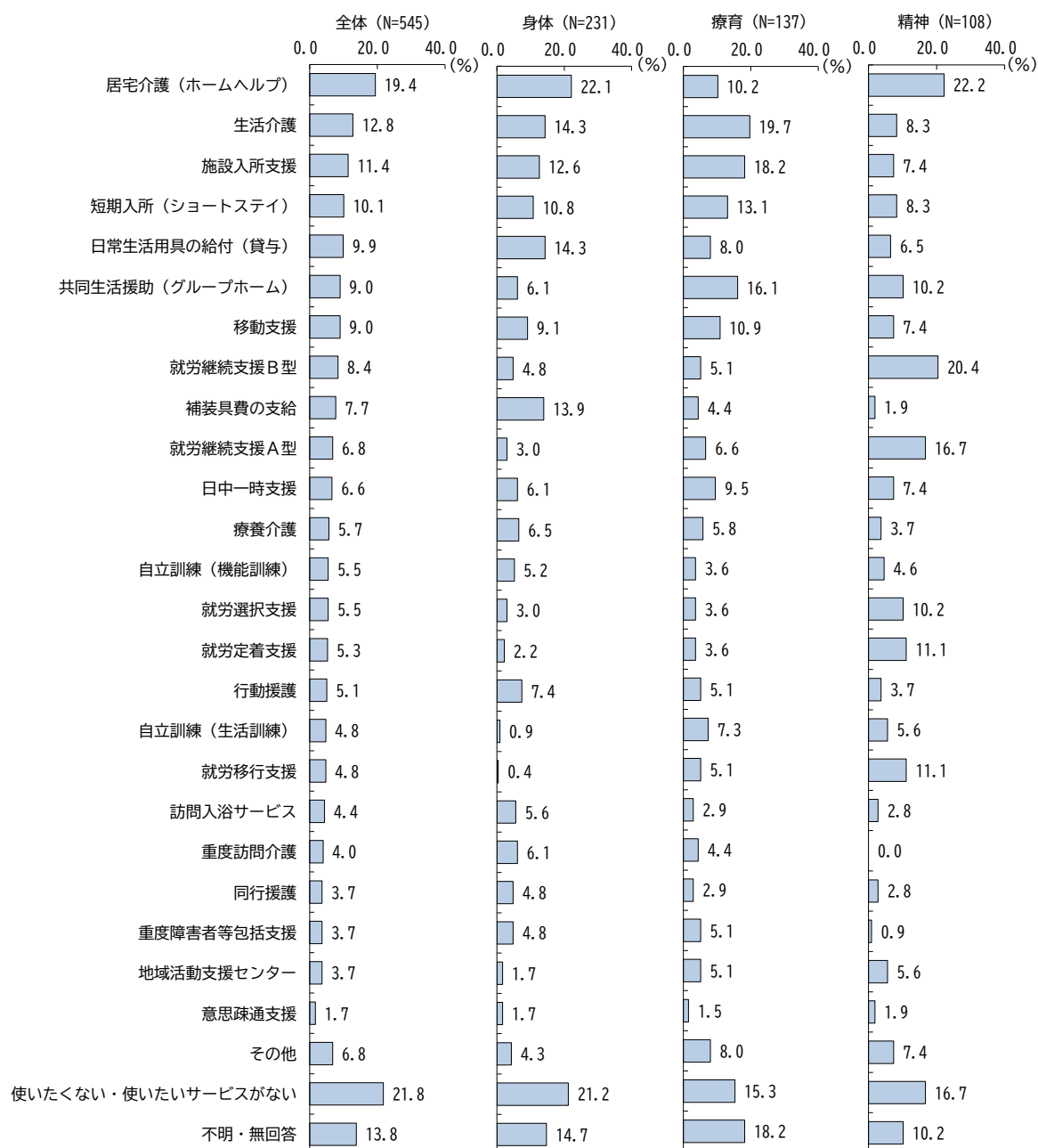
◆ 将来利用したいと思う障害福祉サービスまたは地域生活支援事業（複数回答）

全体では「使いたくない・使いたいサービスがない」が21.8%と最も多く、次いで「居宅介護（ホームヘルプ）」が19.4%、「生活介護」が12.8%となっています。

〔身体〕では、「居宅介護（ホームヘルプ）」が22.1%と最も多く、次いで「使いたくない・使いたいサービスがない」が21.2%となっています。

〔療育〕では、「生活介護」が19.7%と最も多く、次いで「施設入所支援」が18.2%となっています。

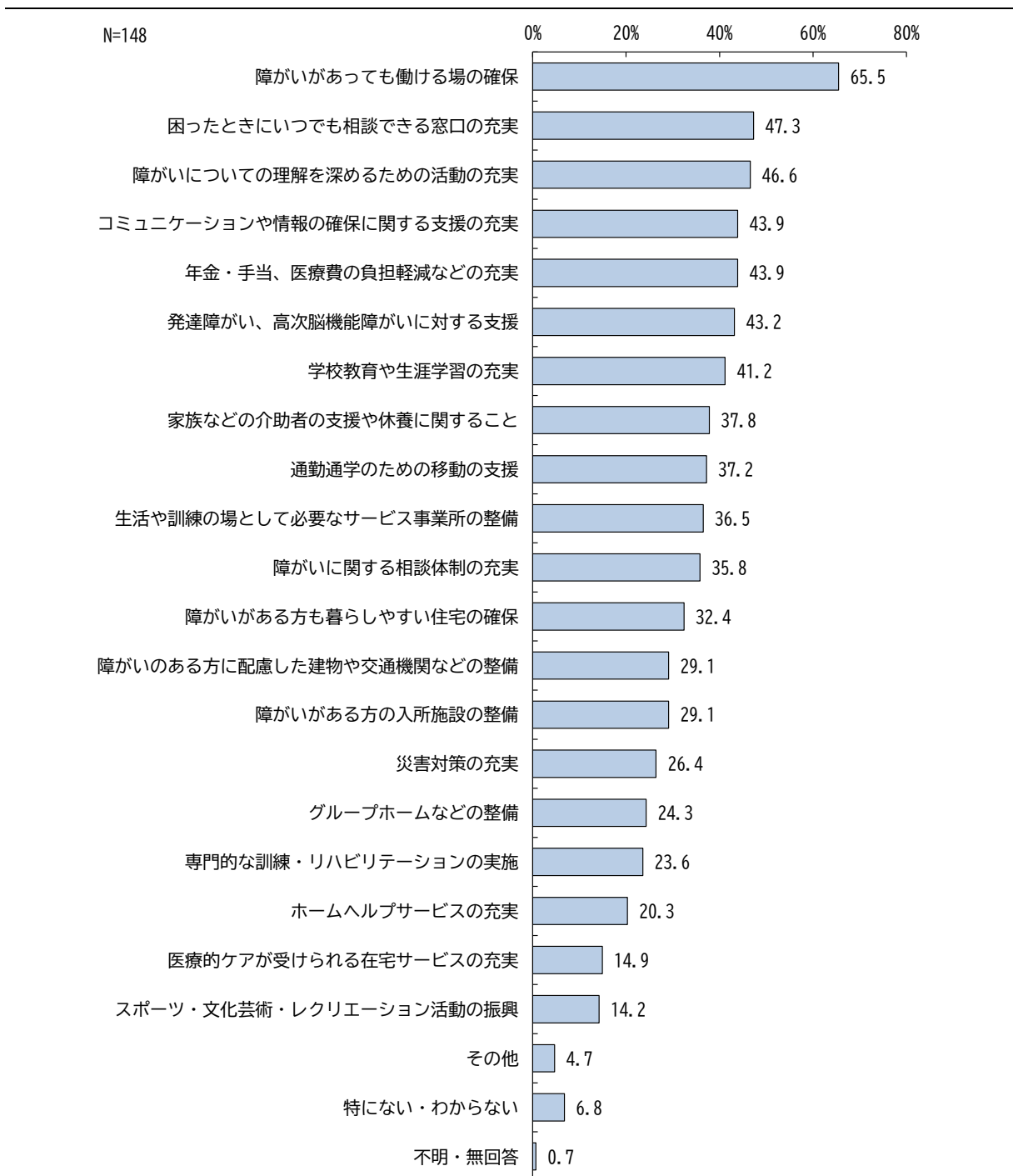
〔精神〕では、「居宅介護（ホームヘルプ）」が22.2%と最も多く、次いで「就労継続支援B型」が20.4%となっています。



③支援の必要な子どもに関するアンケート調査

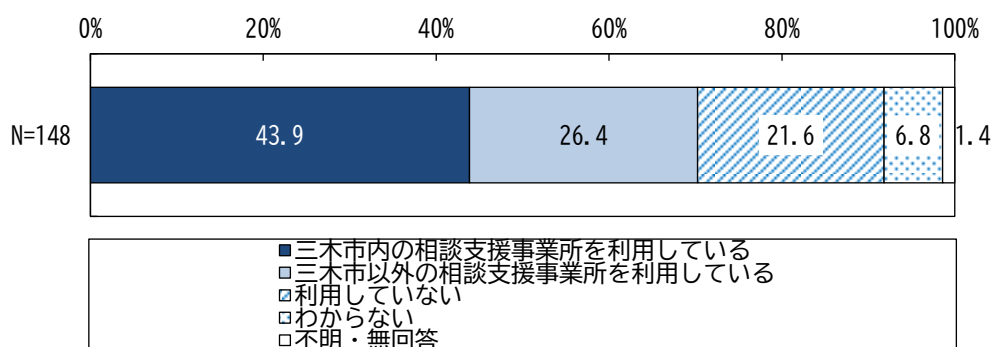
◆ 障がいのある方に対する支援を充実していくために、重要だと思う取組 (複数回答)

「障がいがあっても働ける場の確保」が65.5%と最も多く、次いで「困ったときにいつでも相談できる窓口の充実」が47.3%、「障がいについての理解を深めるための活動の充実」が46.6%となっています。



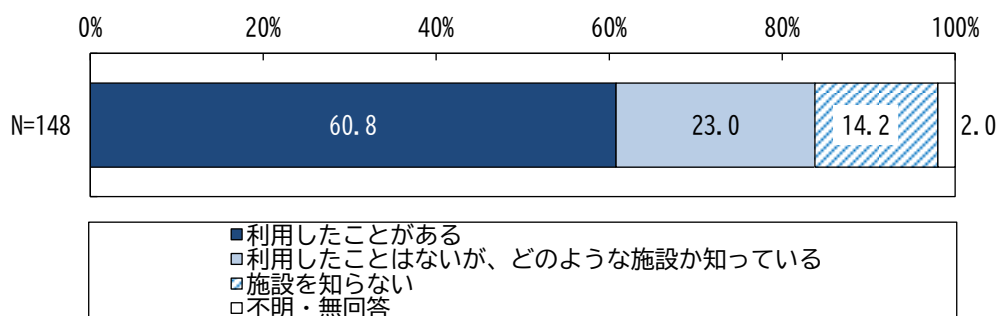
◆ 障害児相談支援の利用状況（単数回答）

「三木市内の相談支援事業所を利用している」が43.9%と最も多く、次いで「三木市以外の相談支援事業所を利用している」が26.4%、「利用していない」が21.6%となっています。



◆ 「こども発達支援センターにじいろ」の利用状況（単数回答）

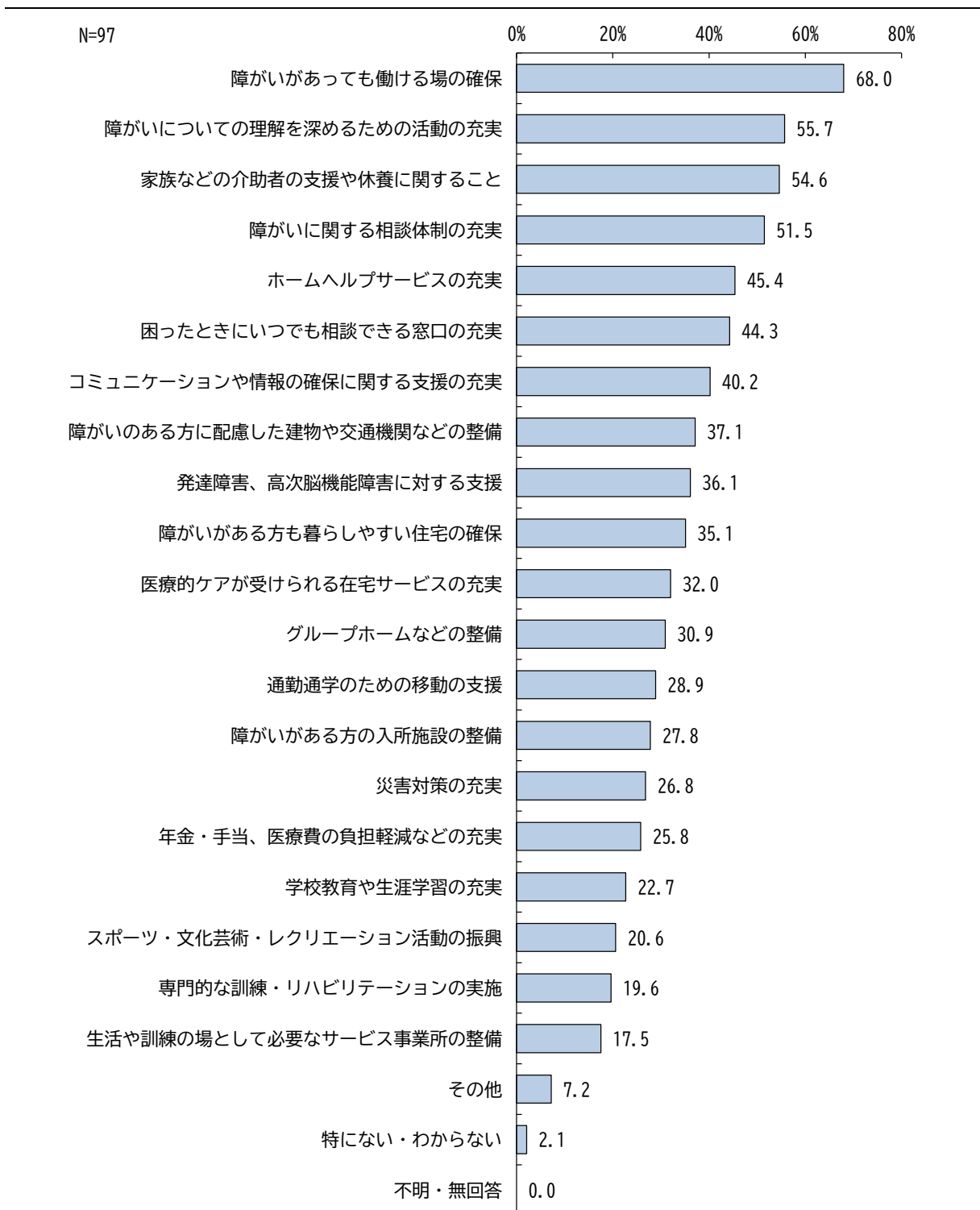
「利用したことがある」が60.8%と最も多く、次いで「利用したことはないが、どのような施設か知っている」が23.0%、「施設を知らない」が14.2%となっています。



④事業所アンケート調査

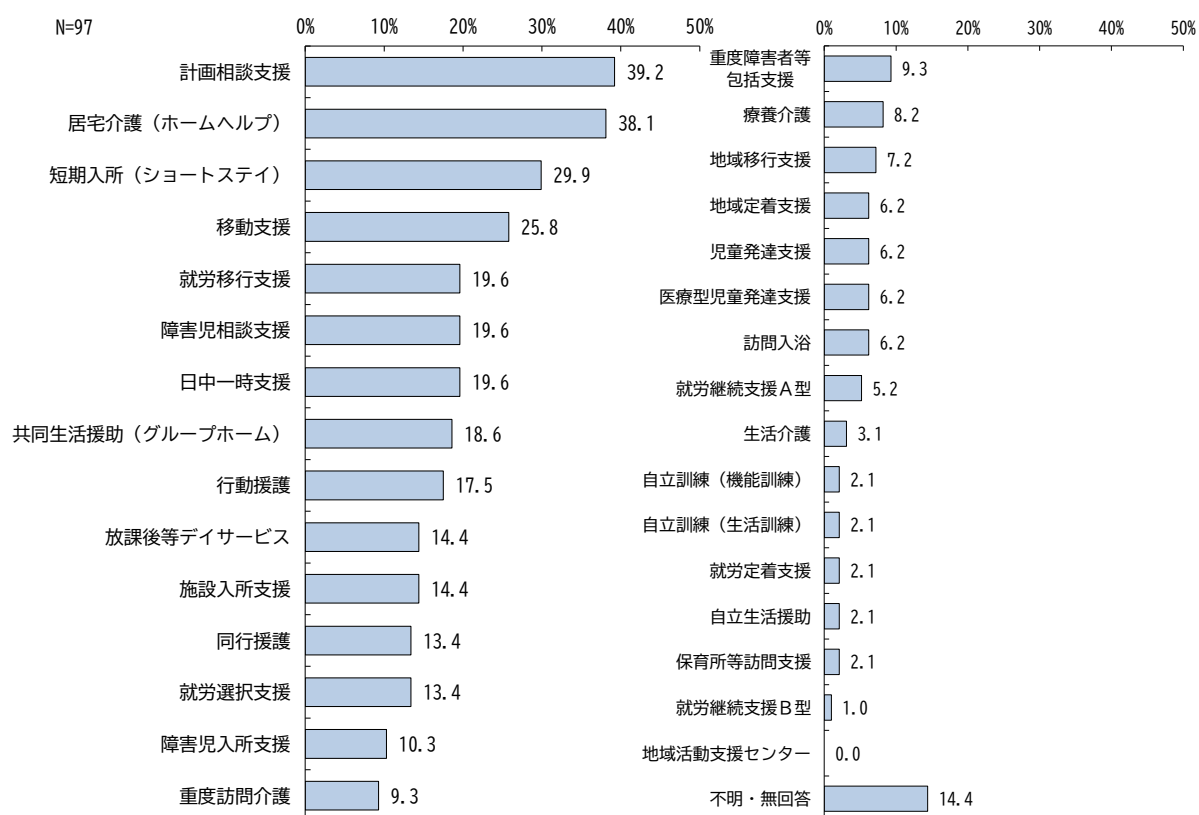
◆障がいのある方に対する支援を充実していくために、重要だと思う取組 (複数回答)

「障がいがあっても働ける場の確保」が68.0%と最も多く、次いで「障がいについての理解を深めるための活動の充実」が55.7%、「家族などの介助者の支援や休養に関すること」が54.6%となっています。



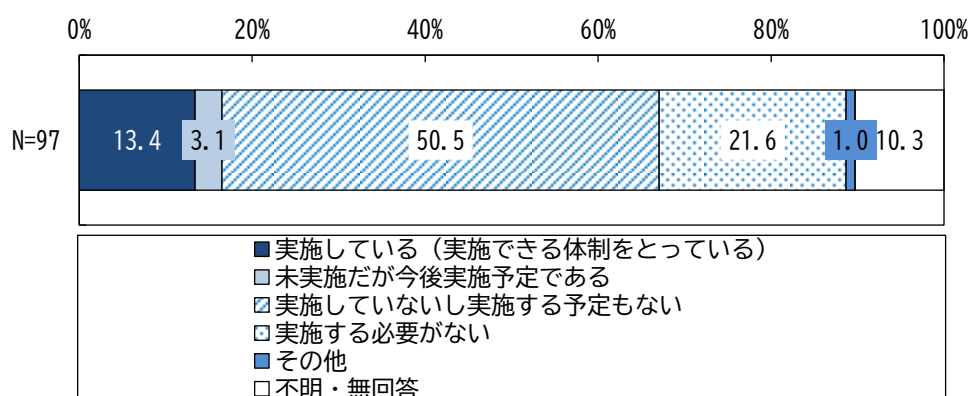
◆ 三木市内で、特に提供が不足していると感じるサービス（複数回答）

「計画相談支援」が 39.2%と最も多く、次いで「居宅介護（ホームヘルプ）」が 38.1%、「短期入所（ショートステイ）」が 29.9%となっています。



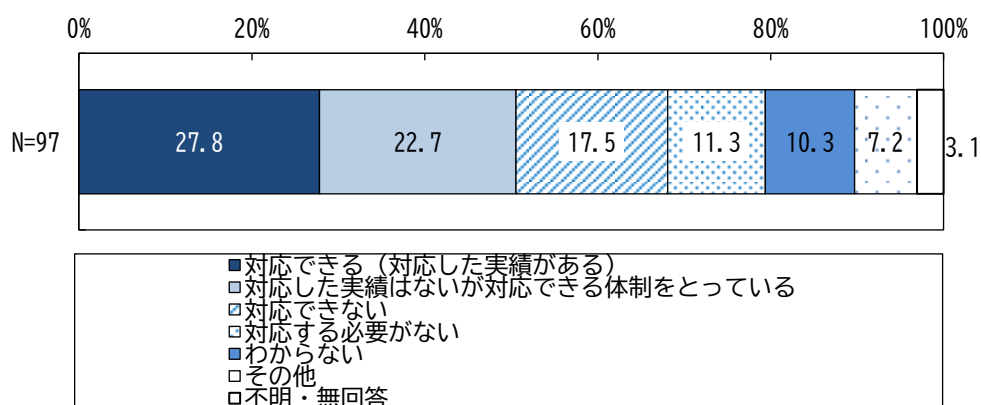
◆ 医療的ケア（人工呼吸器、経管栄養、喀痰吸引など）の実施状況（単数回答）

「実施していないし実施する予定もない」が50.5%と最も多く、次いで「実施する必要がある」が21.6%、「実施している（実施できる体制をとっている）」が13.4%となっています。



◆ 強度行動障害（自傷、他害、パニックなど）に対応する体制の有無（単数回答）

「対応できる（対応した実績がある）」が27.8%と最も多く、次いで「対応した実績はないが対応できる体制をとっている」が22.7%、「対応できない」が17.5%となっています。



4 第5期障害者基本計画の評価検証

(1) 評価の概要

本計画の策定にあたり、第5期障害者基本計画に位置付けた各施策・事業について、関係課による評価検証を行いました。評価基準は以下の通りです。

■評価基準

A	十分取り組めた	C	あまり取り組めなかった
B	ある程度取り組めた	D	事業完了または移管

基本目標1：自立した生活を支える支援体制の整備

中項目	事業数	A	B	C	D
(1) 障害福祉サービス等の充実	17	17	0	0	0
(2) 相談支援体制の充実	10	7	3	0	0
(3) 保健・医療の充実	12	8	2	0	2
(4) 社会参加の促進に向けた支援の充実	6	6	0	0	0

【主な取組状況】

- ・ 障害福祉サービスや障害児通所支援を計画に沿って実施し、利用者数は増加傾向にあります。
- ・ 基幹相談支援センターや地域自立支援協議会（そうだん・くらし・しごと・こどもの4部会）の運営、北播磨障がい福祉ネットワーク会議への参画など、相談・連携体制を構築・推進しています。
- ・ 家庭児童相談では、要保護児童対策地域協議会（実務者会議）を通じた関係機関との情報共有や、児童虐待対応マニュアルの改訂・啓発研修の実施など、対応強化を図っています。

【課題】

- ・ 支給決定者の増加に伴い市外事業所の利用が増加しており、事業所の確保が必要です。
- ・ 地域生活支援事業は、障がい者の地域生活を支えるための多様な事業が位置づけられている一方、限られた財源・人員の中で、地域の実情や障がい者のニーズを反映した事業の実施が課題です。

基本目標2：自分らしく生きるための支援の充実

中項目	事業数	A	B	C	D
(1) 障がい児支援の充実	4	3	1	0	0
(2) 教育支援体制の充実	5	5	0	0	0
(3) 就労機会の拡充	8	5	2	0	1
(4) スポーツ・文化芸術活動等の推進	4	3	1	0	0

【主な取組状況】

- ・ 障害児通所支援の利用者数は増加傾向にあり、医療的ケアを必要とする子どもの公立園所での受入体制整備や、専門職による巡回相談（年2回）など就学前支援を強化しています。
- ・ 特別支援教育コーディネーターを中心に「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成・活用が学校現場に定着し、校内教育支援委員会を通じたチームでの支援体制を確立しています。
- ・ 障がい者を雇用する事業所への支援、障害者優先調達推進法に基づく調達、庁内作業所「ワークルーム虹」の運営、特別支援学校生徒の職場体験受入など、多様な就労支援施策を継続実施しています。
- ・ 障がい者スポーツ大会や事業所作品展示会、対面朗読・読書バリアフリーの視点から視覚障がい者等専用データ送信サービスの提供など、文化・スポーツ面での参加機会の充実に取り組んでいます。

【課題】

- ・ 就労継続支援B型をはじめとする就労支援サービスの利用が増加しており、総量規制の実施も含めた必要なサービス量と質の確保を進める必要があります。
- ・ 障がい者スポーツ大会はコロナ禍以降、家族・ボランティア中心の交流にとどまっており、広く市民が参加する交流の場づくりの工夫が必要です。
- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスは、総量規制の実施に伴い、国の動向を注視しながら対応する必要があります。

基本目標3：いきいきと共に暮らせる地域社会の形成

中項目	事業数	A	B	C	D
(1) 福祉のまちづくりの推進	13	9	4	0	0
(2) 安全・安心な地域環境づくり	12	9	3	0	0
(3) 人権の尊重と権利擁護の推進	6	6	0	0	0
(4) 共生社会づくりに向けた連携・協働	4	4	0	0	0

【主な取組状況】

- ・ 移動支援事業の利用者数の増加に対応するほか、福祉有償運送サービスやノンステップバスの導入など、移動・交通面の支援を継続的に推進しています。
- ・ 避難行動要支援者に対する「くらしあんしんシート」の作成、「命のカプセル」の配布、三木安全安心ネットやショートメッセージを活用した多重的な情報発信体制を整備しています。
- ・ 人権教育・啓発冊子の発行や人権フォーラムの開催、障害者差別解消支援地域協議会の設置、成年後見制度利用支援事業など、権利擁護施策を計画的に実施しています。
- ・ 自主防災組織の育成強化や市総合防災訓練を通じ、地域防災力の向上に取り組んでいます。

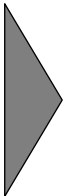
【課題】

- ・ 避難行動要支援者名簿のうち情報提供に同意されていない方への対応方針が未整理であり、今後の取扱いを検討する必要があります。
- ・ 命のカプセルについて、情報更新や市民への継続的な周知・啓発が必要です。
- ・ 権利擁護については、「中核機関（地域権利擁護相談支援推進センター）」の広報、相談、利用促進などの機能強化と多職種による地域連携ネットワークの構築が必要です。

5 調査結果等からみた本市の障害福祉施策の課題について

(1) 市民における障がい者への理解について

- ◆障がいのある人が入所施設や病院の中で生活するのではなく、自宅やグループホームなどの地域の住まいで暮らすことについての市民の考えは、「積極的に進める方がよい」が34.9%と最も多く、次いで「今よりは進める方がよい」が32.2%と、肯定的な回答が67.1%となっているものの、実際に障がいのある人と気軽に話したり、手助けをしたことがあると回答した方は38.6%にとどまっており、市民の障がい者への理解と行動に開きがあります。
- ◆障がいのある人に関わることに對し消極的な方や不安を抱いている方の意見は、「どのように接したらよいかわからない」や「援助の仕方がわからない」がそれぞれ最も多くなっています。
- ◆近年の障害福祉に関する重要な取り組みや制度についての設問では、バリアフリーや、ユニバーサルデザイン、三木市共に生きる手話言語条例については、「知らない」と回答した方が前回調査（令和2年）よりも減少したものの、共生社会や障害者差別解消法、要援護者、統合失調症、高次脳機能障害、発達障害については増加しています。
- ◆「合理的配慮」については、前回調査（令和2年）では「言葉も内容も知らない」と回答した方が56.3%となっていました、この度の調査では44.8%と大きく減少しています。
- ◆「障がい者」、「障がい児」、「事業者」それぞれのアンケート調査において、重要な取り組みと考える項目として「障がいについての理解を深めるための活動の充実」が上位となっています。
- ◆新型コロナウイルス感染症以降、地域における障がい者を含む市民交流の場が十分ではなく、障がい者の生活や支援ニーズについて広く市民が知る機会が不足している可能性があります。

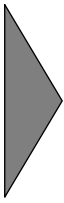


市民の障がい者への理解については、肯定的な市民が多数である一方で、障がい者との具体的な交流については浸透していない状況です。また障害福祉の基本的な考え方については、一定の理解が進んでいる項目もあれば、そうでない項目もあります。

障がい者や障がい児及び事業者アンケートの結果からも「障がいについての理解の充実」が上位のニーズとなっているため、引き続き、市民の障がい者への理解促進を図るために、啓発や交流機会の拡大が重要な課題であると考えられます。

（２）障がい者等の意識や支援のニーズについて

- ◆困ったときに相談する相手は誰ですかという設問では、「家族や親せき」と答えている方が80.2%と最も多く、中でも身体は85.6%、次いで、精神76.5%、療育は64.2%となっており、いずれも最も多くなっています。
- ◆将来、どのように暮らしたいと思うかの設問では、「自宅で家族と一緒に暮らしたい」と答えている方が53.0%と最も多く、中でも身体は55.4%、次いで、精神49.1%、療育は36.5%となっており、いずれも最も多くなっています。
- ◆日ごろの生活で悩んでいることの設問では、「家族が高齢になって将来に不安を感じている」と答えている方が35.4%と最も多く、中でも精神は50.9%、次いで、療育43.1%、身体は32.5%となっており、いずれも最も多くなっています。
- ◆「障がい者」、「障がい児」それぞれのアンケート調査において、重要な取り組みと考える項目として「障がいがあっても働ける場の確保」や「困ったときに相談できる窓口の充実」が上位となっています。
- ◆近年の障害福祉に関する重要な取り組みや制度についての設問では、前回調査（令和5年）に比べて成年後見制度や合理的配慮については、「知らない」方が減り、「内容も含め知っている」方や「言葉は知っている方」が増加しています。また、災害時要援護者制度、障害者差別解消法については、「内容も含め知っている」方や「言葉は知っている」方が減少しています。当事者の生活に密接にかかわる制度や取組について、当事者自身も十分に知識を持っていない状況が示されています。
- ◆災害時に備えた支援体制づくりや成年後見制度等、障がい者を支援する制度や事業について、引き続き周知必要な状況です。必要な人に必要な支援が届くために、利用可能な取組について情報発信を工夫していくことが求められます。



「家族が高齢になって将来不安を感じている」人が多数いることがアンケート調査から示されています。障がい者や障がい児のニーズにもあるように、「障がいがあっても働ける場の確保」や「困ったときに相談できる窓口の充実」など、将来を見据え、「親なき後」について地域全体で包括的に障がい者を支援する体制を整えることが重要な課題であると考えられます。

また、障害福祉に関する重要な制度や取組について、一定の理解が進んでいる項目もあるものの、十分な理解が進んでいない項目もあるため、利用可能な制度や、地域共生社会の実現に向けた基本的な理念等について、幅広く理解促進を進めていく必要があると考えられます。

(3) 障がい福祉サービスの利用について

- ◆計画相談支援の利用について、特に知的障がいのある人では利用者の半数近くが三木市外の事業所を利用していると回答するなど、市外の事業者の利用が増加傾向となっています。三木市内で計画相談支援を受けにくい状況は以前より指摘されており、アンケート調査においても同様の傾向が示された形となっています。
- ◆障がい児相談支援についても同様に、市内の事業所利用が 43.9%、市外の事業所利用が 26.4%となっており、市外の事業所を利用する人が一定数いることが示されています。
- ◆事業者アンケートにおいて、本市で特に提供が不足しているサービスとして「計画相談支援」が 39.2%と最も多く、次いで「居宅介護（ホームヘルプ）」が 38.1%となっています。なお、「居宅介護（ホームヘルプ）」については、障がい者が将来利用したい障がい福祉サービスにおいて 19.4%と、最も多くなっています。
- ◆「障がい者」、「事業所」それぞれのアンケート調査において、重要な取り組みと考える項目として「家族などの介助者の支援や休養に関すること」が上位となっています。なお、障がい児アンケートにおいては前回調査（令和5年）が 16.1%であったことに対し、この度の調査では 37.8%となっており大幅に増加しています。
- ◆「こども発達支援センターにじいろ」については、障がいのある児童の6割が「利用したことがある」と回答しており、「施設を知らない」は 14.2%となっています。本市における障がい児支援の中核的な機関として、利用と認知が広がっていることが示されています。
- ◆医療的ケアへの対応については「実施している」と回答した事業所の割合が減少しましたが、これは回答する事業所数が増加したことの影響があると考えられます。強度行動障害については「対応できる（対応した実績がある）」がやや増加しており、事業所における受け入れ態勢が広がりつつあることが示されています。

計画相談支援を利用できる環境が市内で十分に確保されていないことは、これまで指摘されており、この度のアンケート調査や計画の評価検証でも同様のことが示されています。

各種アンケート調査のニーズにおいても「いつでも相談できる窓口の充実」や「相談支援体制の充実」が上位であることを踏まえ、市内の計画相談支援事業所を確保し、障がい福祉サービスを利用しやすい環境づくりが求められています。

また、「介助者の支援や休息」、「親なき後」を見据え、「居宅介護（ホームヘルプ）」のニーズが高まってきています。本サービスは、市内では不足している障害福祉サービスとなっているため、供給量を増やすための調査や研究が必要と考えられます。

「こども発達支援センターにじいろ」については、本市における障がい児支援の中核的な機関としての利用と理解が広がっています。引き続き、積極的に啓発を行い、更なる認知の増加をめざします。

第Ⅱ部 第6期三木市障害者基本計画

第3章 本計画のめざす将来像と基本目標

1 めざす将来像

本市では、障がいのある人が地域の一員として生涯安心して当たり前暮らし、誰もが共に支え合う社会の実現をめざして障害福祉施策を展開してきました。第6期三木市障害者基本計画（令和9年度～令和14年度）においては、第5期計画における基本理念として示された将来像を引き継ぎ、障がいの有無にかかわらず三木市民誰もが相互に人格と個性を尊重され、等しく社会参加する共生社会の実現に向け、施策の一層の推進に取り組むことをうたっています。

■三木市障害者基本計画のめざす将来像

**誰もがいきいきと輝き、
共に安心して暮らせるまち 三木**

誰もがいきいきと輝き、その人らしく自立して暮らせるまちづくりに向け、就労・雇用・教育・医療・福祉・地域活動をはじめ、社会生活のあらゆる場面において、障がいのある人の権利が尊重され、社会参加の機会が促進されるよう、さらなる取組を進めます。

障害者基本法では、障がいを本人の心身機能の障がいのみでとらえるのではなく、「社会的障壁（障がい者にとって日常生活や社会生活を営む上で支障となる物理的、制度的、観念的その他の一切のことがら）」という社会との関係性によってとらえています。障がいのある人の自立や社会参加を妨げる社会的障壁の除去・軽減のため、可能な限り必要な配慮や調整を行う合理的配慮を社会全体に広げていくことは、すべての障害福祉施策に共通する指針となります。

また、障がいのある人が地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの人格と個性が認められ、違いや多様性が尊重される地域社会をつくるのが、共に安心して暮らせるまちの実現につながります。誰もが社会の一員として認められ、互いに支え合うことのできる環境の整備に取り組みます。

2 基本方針

めざす将来像の実現に向け、次の6つの基本方針を設定し、それぞれを分野別の柱として、施策の展開を図ります。

基本方針1 社会参加の支援と共生のまちづくり

障がいのある人が地域社会の一員として、誰もが分け隔てられることなく安心して暮らせるよう、行政をはじめ社会全体で合理的配慮の提供を進めるとともに、障がいの特性に応じた情報保障やコミュニケーション支援の充実を図ります。また、ボランティア・NPO等の市民活動や当事者団体の参画を促進するとともに、北播磨圏域をはじめとする周辺自治体との連携を強化し、誰もが支え合いながら共生できる地域社会づくりを進めます。

- (1) 啓発・環境醸成（合理的配慮の促進）
- (2) 社会参加の促進に向けた支援の充実（情報・コミュニケーション支援）
- (3) 共生社会づくりに向けた連携・協働

基本方針2 日常生活を支える相談支援と福祉サービスの充実

障がいのある人が身近な地域の中で、ライフステージに応じて自ら選択し、自立した生活を安心して送ることができるよう、一人ひとりの希望や支援のニーズに沿いながら、相談支援体制を充実するとともに、障害福祉サービス等の質と量の確保に努めます。地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターの機能強化を図りながら、地域生活支援拠点の整備等、総合的な生活支援体制の構築をめざします。

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 障害福祉サービス等の充実

基本方針3 保健・医療との連携

障がいのある人が、疾病予防を含めた必要な医療を継続して受けることができるよう、保健・医療体制の確保と医療費助成の充実を図ります。また、精神障がいの有無や程度にかかわらず誰もが安心して自分らしく暮らせるよう、保健・医療・福祉・介護等の関係機関が連携した「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

- (1) 保健・医療の充実
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアの体制づくり

基本方針4 切れ目のない障がい児支援

支援を必要とする子どもとその家族が、乳幼児期から学齢期を通じて、できるだけ早期に適切な支援を受けられるよう、こども発達支援センターにじいろを核とした関係機関の「つなぎ」の機能を強化します。インクルーシブな環境を確保しながら、一人ひとりの個性や能力を伸ばせる教育環境の整備に取り組み、切れ目のない支援体制を構築します。

(1) 障がい児支援の充実

(2) 教育支援体制の充実

基本方針5 就労や多様な社会参加への支援

障がいのある人が、その能力や適性に応じて自分らしく働き、社会参加できるよう、関係機関と連携した就労相談・支援体制の充実を図るとともに、福祉的就労における工賃向上に取り組みます。また、スポーツ・文化芸術活動や読書等、多様な社会参加の機会の確保・充実に努めます。

(1) 就労機会の拡充

(2) スポーツ・文化芸術活動等の推進

基本方針6 誰もが暮らしやすい環境づくりの推進

障がいのある人が、住み慣れた地域で安全・安心に、かつ孤立することなく暮らし続けられるよう、建築物・住宅・移動環境のバリアフリー化を推進するとともに、災害時における要配慮者支援体制の整備を進めます。あわせて、障がいを理由とする差別の解消と権利擁護の取組を推進し、誰もが尊重され安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。

(1) 福祉のまちづくりの推進

(2) 安全・安心な地域環境づくり

(3) 人権の尊重と権利擁護の推進

3 施策体系

基本方針1 社会参加の支援と共生のまちづくり	
(1) 啓発・環境醸成（合理的配慮の促進）	①行政サービスにおける合理的配慮の充実 ②事業所・地域活動等における合理的配慮の促進【新規】
(2) 社会参加の促進に向けた支援の充実（情報・コミュニケーション支援）	①コミュニケーション支援の充実 ②盲導犬・介助犬等の普及促進
(3) 共生社会づくりに向けた連携・協働	①ボランティア・市民活動の促進 ②当事者の参加の推進 ③周辺自治体との連携
基本方針2 日常生活を支える相談支援と福祉サービスの充実	
(1) 相談支援体制の充実	①相談支援の充実 ②地域自立支援協議会の機能の強化 ③地域移行支援体制の充実
(2) 障害福祉サービス等の充実	①障害福祉サービス事業の充実 ②地域生活支援事業の充実 ③各種の生活支援事業の充実
基本方針3 保健・医療との連携	
(1) 保健・医療の充実	①障がいの早期発見・早期支援の推進 ②適切な保健・医療の利用支援
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアの体制づくり	①医療機関との連携による地域包括ケアの体制整備 ②精神障がいに対する理解促進
基本方針4 切れ目のない障がい児支援	
(1) 障がい児支援の充実	①就学前教育・保育の充実 ②児童の発達支援
(2) 教育支援体制の充実	①教育施策の充実 ②インクルーシブ教育システムの構築 ③相談・支援体制の強化
基本方針5 就労や多様な社会参加への支援	
(1) 就労機会の拡充	①障がい者雇用・就業の促進 ②事業所等への啓発活動の推進 ③福祉的就労等の支援
(2) スポーツ・文化芸術活動等の推進	①スポーツ活動の推進 ②文化芸術活動の推進 ③読書バリアフリーの推進
基本方針6 誰もが暮らしやすい環境づくりの推進	
(1) 福祉のまちづくりの推進	①建築物のバリアフリー化の推進 ②住宅のバリアフリー化の推進 ③移動・交通対策の推進
(2) 安全・安心な地域環境づくり	①災害時要援護者支援体制の整備 ②情報提供・通信体制の充実 ③防災のまちづくり
(3) 人権の尊重と権利擁護の推進	①福祉・人権教育の推進 ②人権啓発と差別の解消に向けた取組の充実 ③権利擁護の推進

第4章 施策の展開

基本方針1 社会参加の支援と共生のまちづくり

(1) 啓発・環境醸成（合理的配慮の促進）

①行政サービスにおける合理的配慮の充実

職員が事務・事業を行うにあたっての不当な差別的取扱いの禁止と、合理的配慮の提供等について定めた「三木市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づく取組の徹底を図るとともに、障がいの状況に応じた情報提供やコミュニケーション手段の確保に努め、行政情報の提供や行政手続き等におけるアクセシビリティの向上と配慮の充実に努めます。

■主な取組

事業名	概要	担当課
「三木市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づく取組	三木市職員が事務または事業を行うにあたっての不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供、監督者の責務等について定めた「三木市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、適切な対応の徹底に取り組むとともに、職員研修等を通じて市職員の理解の促進を図る。	総務課
手話通訳者、要約筆記者の設置	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人のために市役所内に手話通訳者や要約筆記者を配置し、各種行政手続きの支援や日常生活の相談に応じる。	障がい福祉課

②事業所・地域活動等における合理的配慮の促進【新規】

障害者差別解消法が改正され、民間事業所においても合理的配慮の提供が義務化されたことを受け、事業所のサービスや各種の地域活動等において、障がい者の利用・参加の拡大につながる合理的配慮の提供促進を図ります。

■主な取組

事業名	概要	担当課
事業所における合理的配慮の提供促進	改正障害者差別解消法において、民間の事業所においても合理的配慮の提供が義務化されていることについて、情報発信等を強化し、事業所のサービスにおける合理的配慮の促進を図る。	障がい福祉課

事業名	概要	担当課
地域活動における参加しやすい環境づくり	合理的配慮の基本的な考え方や地域活動における取り組み事例等について、各種の地域団体・活動団体等に情報発信・情報提供を行う。	障がい福祉課

(2) 社会参加の促進に向けた支援の充実（情報・コミュニケーション支援）

① コミュニケーション支援の充実

平成 26 年度に制定された「三木市共に生きる手話言語条例」に基づき、手話や聴覚障がい者に対する理解並びに普及、市民が手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大、また、市民が意思疎通の手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境の構築、手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など、手話による意思疎通支援のための施策を推進します。あわせて、聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通に支障がある方に対し、意思疎通支援者の派遣によるコミュニケーション支援を行うとともに、視覚に障がいのある人には、点訳や朗読による広報の発行を行います。

■ 主な取組

事業名	概要	担当課
三木市共に生きる手話言語条例の普及、啓発	「三木市共に生きる手話言語条例」に基づき、手話を使用しやすい環境の構築、手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など、手話による意思疎通支援のための施策を推進する。	障がい福祉課
三木市意思疎通支援事業の推進	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため日常生活を営むのに支障がある障がい者等とその他の者との意思疎通を支援するために意思疎通支援者を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、聴覚障がい者の自立と社会参加の促進を図る。	障がい福祉課
点訳・声の広報発行事業の実施	視覚に障がいのある人に対し、情報提供するため、点字版と朗読版の広報紙「広報みき」の発行を行う。また、広報みきの発行にあたっては、弱視や識字障害にも配慮された字体「ユニバーサルデザインフォント」を活用し、より多くの方にとって読みやすい紙面づくりを行う。	秘書広報課
ユニバーサルデザインの普及・促進【新規】	行政文書におけるユニバーサルデザインフォントの活用をはじめとして、年齢・障がいの有無等にかかわらず、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方に基づく環境整備の普及・促進に取り組む。	企画政策課 障がい福祉課

②盲導犬・介助犬等の普及促進

盲導犬・介助犬等の普及と活動に対する市民の理解と合意を高めるとともに、盲導犬・介助犬等の利用者の外出が円滑にできるように支援します。

■主な取組

事業名	概要	担当課
盲導犬・介助犬等の普及・啓発	盲導犬・介助犬等の利用者が円滑に日常生活を送ることができるよう補助犬に対する、市民理解を促し利用者の外出が円滑にできるように支援する。	障がい福祉課

(3) 共生社会づくりに向けた連携・協働

①ボランティア・市民活動の促進

共生社会の実現に向けては、行政、事業者だけではなく、市民の自発的な活動の活性化も大切です。関係団体と連携しながら、ボランティア活動やNPO等の市民の自主的・自発的な活動を支援します。

■主な取組

事業名	概要	担当課
自発的活動支援事業の実施	障がい者・児が自立した日常生活を営むことができるよう、障がい者及びその家族、地域住民等における自発的な活動を支援する。	障がい福祉課

②当事者の参加の推進

障がい福祉に関わる施策や事業、支援サービスのあり方を考える上で、障がいのある人自身が当事者の立場から意見を述べ、参画できる環境を作ることや、自らが支援サービスや事業の担い手として関与していくことは基本的に重要です。障がいのある人が中心となった当事者団体の活動支援に取り組むとともに、政策決定過程への参加の促進を図ります。

■主な取組

事業名	概要	担当課
社会福祉審議会等の障害福祉施策に係る会議への当事者団体等の参画	障がい者施策等に関する計画策定等の、審議の場である社会福祉審議会等に各障がい者団体の参画を促進する。	障がい福祉課

③周辺自治体との連携

北播磨圏域の市町や相談支援事業者、保健・医療・福祉関係機関、教育・労働関係機関などで構成する「北播磨障がい福祉ネットワーク会議」において開催される、障がい福祉の様々な仕組みづくりに関する会議等に参加するなど広域的な連携の強化に努めます。

■主な取組

事業名	概要	担当課
北播磨障がい福祉ネットワーク会議	北播磨5市1町が共同で設置し、地域の障がい福祉に関する様々な仕組みづくりに関する中核的な役割を果たすため、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者、保健・医療・福祉関係機関、教育・労働関係機関などで構成され、各関係機関との連携を深めるとともに、地域住民やボランティアなどの地域福祉活動との連携・協働体制づくりを行う。	障がい福祉課
播磨地域障害者福祉連絡会	北・中・西・東播磨圏域の各市町が共同で設置し、地域の障がい福祉に関する制度や障害福祉サービスに係る情報の共有を図る。	障がい福祉課

基本方針２ 日常生活を支える相談支援と福祉サービスの充実

(１) 相談支援体制の充実

①相談支援の充実

地域の障がい者・児に関する相談支援の拠点として「三木市障害者基幹相談支援センター」において、総合的な相談業務を中心に行うとともに、地域や他機関等が実施する障がい者等に関する各種専門相談機関との連携体制を強化し相談体制の充実を図ります。また、手話を言語とされる方の相談支援を行うため手話通訳者等を活用した相談を実施します。

障がいのある人が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、幅広い相談に応じるとともにニーズに応じたきめ細かいサービスを総合的・効果的に提供できるよう相談業務の充実を図ります。

■主な取組

事業名	概要	担当課
三木市障害者基幹相談支援センターの設置	市役所内に設置する三木市障害者基幹相談支援センターにおいて、一般相談、健康相談、居宅支援相談、生活援助相談、就労相談等の必要な指導及び助言を行う。身体・知的・精神などに障がいのある人や、その家族などが抱えている様々な悩み、困りごとについて、相談支援専門員や社会福祉士、精神保健福祉士などの専門職員が相談に応じる。また、市内の相談支援事業所間の連携強化を図ったり、後方支援や相談支援事業所の相談員の資質の向上を図るための研修会などを計画実施する。	障がい福祉課
手話通訳者・要約筆記者相談の実施	聴覚障がい者等の各種相談に応じ、必要な指導・助言を行うことにより聴覚障がい者等の福祉の向上を図る。手話通訳・要約筆記派遣制度と連携し、相談機能を充実させるとともに、相談員の資質の向上を図る。	障がい福祉課
障がい者就労相談の実施	障がい者から就労に関する相談を受け、三木市障害者基幹相談支援センター等を通じて、ハローワークや北播磨就業・生活支援センター等の関係機関につなぎ、障がい者の適性に応じた就職活動支援や職場定着支援を図る。	障がい福祉課
障害者相談員の設置	身体・知的・精神のそれぞれの障害者相談員を設置し、障がい者更生援護の相談に応じ必要な指導を行うとともに、障がい者の地域活動の推進・関係機関の業務に対する協力等、障がい者の福祉の向上を図る。相談員の資質の向上に向け、研修会への参加を促進する。	障がい福祉課

事業名	概要	担当課
家庭児童相談事業の充実	児童問題が複雑化、多様化しているため、児童のいる家庭等に対し、専門的知識・技術を有する人たちによる相談指導や措置を実施する。また、相談員の資質の向上を図る。	こども福祉課
民生委員・児童委員の設置	地域住民の最も身近な相談・援助者として民生委員・児童委員を設置し、地域福祉・在宅福祉の向上を図る。多様化する状況に対応できるよう、専門的な研修や情報提供について支援し、委員の資質の向上を図る。	福祉課
市民ふくし相談所の設置	一般相談、健康相談、在宅介護相談、住宅増改築相談、生活援助相談等を行い、必要な指導及び助言を行う。	福祉課

②地域自立支援協議会等の機能の強化

障がい福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うために、協議会を設置し、市内事業所、各種団体との連携を図ります。市内で活動する事業者・団体のつながりを深め、適切な支援の実施につなげるとともに、教育・医療・介護等の関係機関と連携することで、相談支援の質の向上や困難事例への対応の強化を図ります。

また、北播磨圏域の市町、事業所で定例的に開催される北播磨障がい福祉ネットワーク会議等への参画・運営など広域的な連携の強化に努めます。

■主な取組

事業名	概要	担当課
三木市障害者（児）地域自立支援協議会の設置	三木市障害者（児）地域自立支援協議会を設置する。協議会の体制は、「そうだん部会」「くらし部会」「しごと部会」「こども部会」の4部会と協議会の運営を行う「定例会」、また、各部会に所属や関係機関等を対象とした「全体会」があり、事業所や関係機関との連携・協働体制づくりを行っている。また、北播磨障がい福祉ネットワーク会議と連携し、地域の会議等に参加するなど広域的な連携の強化に努めている。	障がい福祉課
北播磨障がい福祉ネットワーク会議の運営	北播磨地域における障がい福祉に関する関係者の連携及び支援体制等に関する協議を行うため、北播磨障がい福祉ネットワーク会議を北播磨圏域5市1町の共同で設置する。	障がい福祉課

③地域移行支援体制の充実

県・関係機関・地域自立支援協議会等と連携して、病院・施設等に入院・入所している障がい者に対し、地域生活移行に関する情報提供や、支援体制の構築に取り組みます。

■主な取組

事業名	概要	担当課
地域移行・地域定着支援事業の実施	福祉施設や病院等に入所・入院していた人の地域生活への移行を支援するため、住居の確保や新生活の準備等の支援を行う地域移行支援事業や、夜間も含めた緊急時の連絡・相談のサポート体制を提供する地域定着支援事業を、事業所と連携して実施する。	障がい福祉課

(2) 障害福祉サービス等の充実

①障害福祉サービス事業の充実

障がい者・児が、住み慣れた地域で安心して生活し、社会参加と自立を促進するため、利用できるサービス内容や施設・事業者に関する情報など、サービスの選択に必要な情報を提供します。また、障がい児が児童福祉法に規定される地域で利用することのできる障害児通所支援についても、サービスの選択に必要な情報を提供します。事業所等の関係機関と連携し、福祉人材の育成・確保に努めます。

■主な取組

事業名	概要	担当課
障害福祉サービスの実施	障害者総合支援法に基づき、居宅介護、短期入所、日中活動支援（生活介護等）、施設入所支援等を実施する。	障がい福祉課
補装具費の支給	身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にするため、義肢、装具、車いす、補聴器などの購入または修理に対する費用を、身体障害者更生相談所の判定を経て、支給する。	障がい福祉課
障害児通所支援の実施	児童福祉法に基づき、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等を実施する。	障がい福祉課
福祉人材の育成と確保 【新規】	障害福祉人材の確保・定着と当事者視点に立ったケアの充実に向け、職員の処遇改善等による職場環境の整備や事務負担の軽減、業務の効率化、効果的な研修の実施等について、事業者・県と連携して取り組み、持続的な障害福祉サービス提供体制の確保を図ります。	障がい福祉課

事業名	概要	担当課
市内における相談支援事業所の確保 【新規】	障害福祉サービスを受ける上で必要な相談支援を、利用者の身近な地域で、本市の障がい福祉サービス事業所に関する適切な知見に基づいて受けることができるよう、市内における相談支援事業所の確保に取り組みます。	障がい福祉課

②地域生活支援事業の充実

障がい者・児が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて地域生活支援事業を実施することにより、障がい者・児の福祉の推進に努めます。

■主な取組

事業名	概要	担当課
地域生活支援事業の実施（必須事業）	障害者総合支援法に基づき、障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業や障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業、障がい者や障がい児の保護者等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、成年後見制度の利用に要する費用を支給する事業、成年後見制度における法人後見の活動を支援するための研修等を行う事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付又は貸与、手話奉仕員の養成を行う事業、障がい者等の移動を支援する事業及び障がい者等を通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業等の地域生活支援事業を実施する。	障がい福祉課
地域生活支援事業の実施（任意事業）	障害者総合支援法に基づき、市町村が地域の実情に応じて実施する事業で、三木市では訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業、更生訓練費給付事業、生活訓練等事業等を実施する。	障がい福祉課

③各種の生活支援事業の充実

障がい者・児が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の状況に応じて様々な支援事業を実施することにより、障がい者・児の福祉の推進に努めます。

■主な取組

事業名	概要	担当課
福祉タクシー等の利用助成	障がいのある人など、移動困難者の移動手段である福祉タクシー等の利用に対して、助成を行う。	障がい福祉課
障害児入浴サービス事業の実施	家庭において入浴することが困難な障がい児に対して、施設での入浴サービスを提供する。	障がい福祉課
緊急通報システムの普及	ひとり暮らしや高齢者のみの世帯などの要援護高齢者や、ひとり暮らしの重度身体障がい者の生活の安全を確保するために、緊急通信装置を貸与し、緊急事態における不安を解消する。	障がい福祉課 高齢福祉課
食の自立支援事業の実施	ひとり暮らしや高齢者のみの世帯または身体障がいにより、調理が困難な方に定期的な配食サービスを行い、併せて安否確認も行う。	障がい福祉課 高齢福祉課
訪問理容サービス事業の実施	寝たきりや外出が困難な重度の身体障がい者や要援護高齢者が訪問理容サービスを利用するのにに対して、助成を行う。	障がい福祉課 高齢福祉課
障害基礎年金の周知	国民年金の被保険者期間中（20歳から60歳まで）に初診日がある病気やけがで障がい者になった方が一定の要件を満たした場合に支給される。20歳前や60歳から65歳までの間に初診日がある場合でも対象になる場合がある。受給権者に18歳到達年度末までにある（障がい等級1級2級の障がいの状態にある場合は20歳未満の）子を扶養している場合は子の加算が行われる。	保険年金課
三木市無年金外国籍等障害者特別給付金の支給	昭和57年1月1日前に20歳に達していた外国人等で、年金制度の資格要件により、障害基礎年金等を受けることができない障がい者で、一定の要件を満たしている方に特別給付金を支給する。	保険年金課
特別障害者手当の支給	著しく重度の心身障がいのため、日常生活に常時特別の介護を要する20歳以上の在宅障がい者に対し、特別障害者手当を支給し、その障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図る。	障がい福祉課

事業名	概要	担当課
障害児福祉手当の支給	重度の心身障がいのため、日常生活に常時特別の介護を要する20歳未満の在宅障がい児に対し、障害児福祉手当を支給し、その障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図る。	障がい福祉課
心身障害者扶養共済制度の推進	心身障がい者を扶養している人の相互扶助の精神に基づき、心身障がい者を扶養している人が死亡し、または身体に障がいがある状態になった後において、心身障がい者に終身一定額の年金を支給することにより心身障がい者の生活の安定と福祉の増進を図る。	障がい福祉課

基本方針3 保健・医療との連携

(1) 保健・医療の充実

①障がいの早期発見・早期支援の推進

「健康プランみき21」等に基づき、妊産婦から高齢者までの健康教育、保健指導、健康診査等を推進し、障がいの早期発見と適切な支援への接続を図ります。

できるだけ早期に適切な療育につながるよう、発達支援に関する相談体制を充実させるとともに、関係機関の連携を強化し、将来を見据えた支援に努めます。また、障がいの原因となる疾病予防のため、健康教育や健康診査、健康相談、訪問指導等を通して啓発を行うとともに利用しやすい体制を検討します。

■主な取組

事業名	概要	担当課
「健康プランみき21」に基づく各種健（検）診事業等の実施啓発活動の推進	乳幼児健診（乳児、1歳6か月児、3歳児、5歳児）、発達相談事業、訪問指導、町ぐるみ健診、訪問健康診査、在宅歯科訪問指導等、各種の保健サービスを実施し、障がいの原因となる疾病予防と障がいの早期発見に努める。	こども福祉課 健康増進課
入学前のつどい	心身または発達に支援が必要な就学前の幼児の保護者を対象に、先輩保護者や保健・福祉・教育等の関係者との情報交換の場を持ち、就学までの支援体制をつくる。	こども福祉課 学校教育課 教育・保育課 障がい福祉課

②適切な保健・医療の利用支援

疾病予防を含めた適切な医療を継続して受けることができるよう、医療体制の確保に努めるとともに、医療費の助成を実施します。

■主な取組

事業名	概要	担当課
自立支援医療費（更生医療）の支給	更生医療は、18歳以上の身体障がい者が、日常生活、職業生活などを営む上で、必要な能力を獲得するため、身体の機能障がいを軽減または改善するための医療として実施する。	障がい福祉課
自立支援医療費（育成医療）の支給	育成医療は、身体に障がいのある児童又はその恐れのある児童を指定育成医療機関に入通院させ必要な医療の給付を行う。	障がい福祉課
自立支援医療費（精神通院医療）の支給	精神疾患治療の、通院にかかる医療費の負担を軽減し、継続して治療を受けやすくするための医療として実施する。	障がい福祉課
重度障害者(児)医療費の公費負担	重度障がい者（児）（身障1・2級、療育A、精神1級）の疾病または負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担額の一部を公費で負担する。（所得制限有）	保険年金課
高齢重度障害者医療費の公費負担	後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と65歳以上で一定の障がい（身障1～3級、4級の一部の方及び療育Aの方、精神1・2級の方）があると認定を受けた人が対象の医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担額の一部を公費で負担する。また、身障1・2級及びA判定、精神1級の方は高齢重度障害者医療の公費負担を受けることができる。（所得制限有）	保険年金課
特定疾病の公費負担	国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律により厚生労働大臣が定める特定疾病の療養を受けた場合に一部負担金について公費負担を行う。	保険年金課

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアの体制づくり

①医療機関との連携による地域包括ケアの体制整備

障がいのある人の日常生活の障壁を取り除くため、精神障がい者に対する福祉施策をさらに推進し、各関係機関のネットワークづくりを進めながら、保健・医療との連携のもと、地域移行と自立生活の支援に努めます。あわせて、高次脳機能障がい者への理解促進に努めます。

■主な取組

事業名	概要	担当課
精神障がい者の地域生活への移行に向けた地域移行・地域定着支援事業	県や関係機関と連携して、精神科に入院する精神障がい者の地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための体制の構築を図る。	障がい福祉課
高次脳機能障がい者への理解促進【新規】	高次脳機能障がい者やその家族が利用できる医療的支援、相談支援や、地域の実情に応じた支援体制づくりに向け、関係機関と連携した取り組みを推進する。	障がい福祉課

②精神障がいに対する理解促進【新規】

精神障がいに対する誤解や偏見を解消するため、身近な人（家族、友人等）に対して傾聴を中心とした支援を行うことができる「心のサポーター」養成研修について、周知を図ります。

■主な取組

事業名	概要	担当課
「心のサポーター」の養成【新規】	県や関係機関と連携して、精神障がいに対する誤解や偏見を解消し、身近な人（家族、友人等）に対して傾聴を中心とした支援を行うことができる「心のサポーター」養成研修について、周知を行う。	障がい福祉課

基本方針4 切れ目のない障がい児支援

(1) 障がい児支援の充実

①就学前教育・保育の充実

支援を必要とする子どもの就学前教育・保育の機会の確保に向け、専門機関と連携した支援の充実を図ります。加配保育者の配置や環境への配慮など一人一人の教育・保育ニーズに応じた支援を行うとともに、特別支援に関する職員の資質向上に向けた研修や関係機関との連携を図りながら、より充実した教育・保育の実践に向けた取組を推進します。

■主な取組

事業名	概要	担当課
特別支援教育・保育の充実	各就学前施設において、支援を必要とする乳幼児等を受け入れ、集団保育を行う。加配保育者の配置や環境への配慮など、一人一人の教育・保育ニーズに応じた支援を行うとともに、特別支援に関する資質向上に向けた研修や関係機関との連携を図りながら、より充実した教育・保育の実践に向けた取組を推進する。	教育・保育課
巡回相談の実施	園所の要望に基づき、支援を要する児童の相談を行い、より良い支援のあり方について指導助言をする。	教育・保育課

②児童の発達支援

支援を必要とするこどもの育成に関し、身近な地域における支援体制を充実していくため、できるだけ早期に適切な支援につなげることができるよう、発達支援に関する事業の拡充に努めるとともに、各種施設や関係機関の持つ知識・技能を家庭での養育に活かせるよう、支援を行います。三木市の発達支援の拠点であるこども発達支援センターにじいろを核として、施設に通うこどもの通所支援の他、地域で暮らす障がいのあるこどもや家族への支援を通じて、学校や園等の関係機関の連携・相談・支援等を行い、乳幼児期から学齢期にかけて一貫した、切れ目のない支援を推進します。

■主な取組

事業名	概要	担当課
障害児通所支援事業の充実	児童福祉法に基づく事業で、日常生活に必要な動作の訓練や社会との交流の促進など、身近な地域で支援を行うために、児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援を実施する。三木市の発達支援の拠点であるこども発達支援センターにじいろを核として、こどもの発達段階に応じた支援や、学校・園等への「つなぎ」の役割とサポートを行いながら、こどもの成長と家庭を支援する。	障がい福祉課
親子発達支援教室事業	乳幼児健診等で支援が必要と思われる子どもとその保護者を対象に、こども発達支援センターにじいろにおいて親子発達支援教室を実施する。教室での親子同士の遊びを専門家がみることで、子どもや保護者への支援が必要かどうか判断し、必要に応じて子どもへの接し方に関する保護者へのアドバイスを行い、家庭での養育支援につなげるとともに、園等への支援へとつなぐ。	障がい福祉課
サポートファイルを活用した障がい児支援の推進 【新規】	サポートファイルを活用しながら学校や園等の関係機関と情報共有を図り、乳幼児期から学齢期にかけて一貫した「つなぎ」の役割を果たすことで、障がいのある子どもへの切れ目のない支援を推進する。	こども福祉課 学校教育課 障がい福祉課
強度行動障がいを有するこども等への支援の充実 【新規】	強度行動障がいの状態にあるこども等やの支援体制の充実に向け、ニーズの把握や支援体制の整備につながる各種の取組を行う。	こども福祉課 障がい福祉課

（２）教育支援体制の充実

①教育施策の充実

支援を必要とする子どもが自身の可能性を伸ばし、将来地域において自立した生活を送るために、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援計画のもと、適切な指導・支援に努めます。支援が必要な子どもにとって、適切な就学先が決定されるようにするため、就学相談体制の充実を図ります。

■主な取組

事業名	概要	担当課
特別支援教育の充実	障がいのある幼児、児童、生徒や通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対して適切な指導と必要な支援を行う「特別支援教育」を進める。保護者、関係機関との連携を図りながら、特別支援教育コーディネーターを中心に一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導計画・支援計画を作成し、取り組む。	学校教育課
進路指導に関する教育相談の充実	支援の必要な子どもや障がいのある幼児、児童生徒の保護者を対象に、各学校の進路指導担当者、特別支援教育コーディネーターと連携を密にし、就学や卒業後の進路等に関する詳細な情報収集と、個々の障がいの状況の的確な把握により、適切な進路指導を実施する。	学校教育課・教育センター
三木市立三木特別支援学校の運営	様々な障がいのあるこどもに対応して、適切な発達・教育支援を行うための施設として、三木市立三木特別支援学校を運営する。	学校教育課

②インクルーシブ教育システムの構築

共生社会の形成に向けて、特別支援学級に在籍する児童・生徒について、障がいの有無にかかわらず、共に学ぶ環境の確保に努めるとともに、小中学校等と特別支援学校の交流や小中学校等における福祉教育並びに障がい者理解の充実を図ります。また、医療的ケア児や重症心身障がい児など、日常的に医療的ケアや特別な配慮を必要とする子ども等について、関係機関が連携を図りながら、多様なニーズに応じた教育環境の整備に努めます。

■主な取組

事業名	概要	担当課
交流及び共同学習の充実	特別支援学校では居住地校交流、地域校交流、他の特別支援学校との交流会を行い、集団で学ぶ機会を設ける。各小中学校の特別支援学級では、交流学級における活動や特別支援学級の学校間交流を計画的に取り入れる。	学校教育課
多様なニーズに対応した教育環境の整備 【新規】	様々な障がいに対応した環境づくりや医療的ケア児の支援等、多様なニーズに対応した教育環境の整備・充実を図り、障がいの有無にかかわらず共に学ぶ環境づくりを推進する。	学校教育課

③相談・支援体制の強化

特別支援教育コーディネーターや通級指導担当教員による教育相談及び巡回指導、関係各課の相談窓口等、関係機関と連携した支援体制の強化を図ります。そのために、教育及び療育に関わる職員の専門性や指導力の向上に努めます。

■主な取組

事業名	概要	担当課
教職員の専門研修講座の実施	教育センターの専門研修講座において、特別支援教育講演会を開催し、担当教員の特別支援教育に関する指導方法等の専門性の向上を図る。特別支援教育担当教員の資質・指導力の向上を図るため、内容をより充実させるとともに教職員の研修計画に基づいた研修会を実施する。また、校内研修の充実を図る。	教育センター
特別支援教育コーディネーターによる調整	校内教育支援委員会を中心として、支援が必要な子どもの指導計画・支援計画を検討し、支援のあり方に関して教職員に共通理解を図りながら支援を進める。保護者等の相談窓口となり、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう就学や教育的ニーズなどの教育相談を行う。	学校教育課

基本方針5 就労や多様な社会参加への支援

(1) 就労機会の拡充

①障がい者雇用・就業の促進

障がいのある人の雇用の充実を図るため、公共職業安定所（ハローワーク）や北播磨就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、三木市障害者基幹相談支援センター等を通じて、障がいの状況に応じた就労相談や職場定着支援につなぎます。就労移行・就労継続支援事業所と連携し、一般就労における雇用の拡大を図るとともに、障がいに応じた就労機会の確保に努めます。

■主な取組

事業名	概要	担当課
障がい者就労相談の実施 【再掲】	障がい者から就労に関する相談を受け、三木市障害者基幹相談支援センター等を通じて、ハローワークや北播磨就業・生活支援センター等の関係機関につなぎ、障がい者の適性に応じた就職活動支援や職場定着支援を図る。	障がい福祉課

②事業所等への啓発活動の推進

関係機関と連携し、市内事業所等に対し、障がいのある人が職業を通じて、働くことの意義と社会参加の重要性について理解の促進を図るとともに、障害者差別解消法や改正雇用促進法に基づく障がいを理由とする差別の禁止や合理的配慮の提供義務について、周知・啓発に努めます。

■主な取組

事業名	概要	担当課
障がい者を雇用する事業所への支援	市内の企業において市内在住の障がい者の人数に応じて雇用を促進・継続するための補助金（障害者雇用促進助成金）を交付する。	障がい福祉課

③福祉的就労等の支援

一般就労が困難な人について、事業所等と連携して就労移行支援や就労継続支援等の就労機会の確保に努めます。また、福祉的就労における工賃の向上に向け、三木市が定めた「優先調達方針」に基づき、市からの委託・発注の拡大による収入の向上を図ります。

■主な取組

事業名	概要	担当課
障がい者庁内作業所の運営	一般就労が困難な障がい者に就労の機会を提供するために、庁内作業所「ワークルーム虹」を開設し、市から軽作業を委託する。市から積極的に作業を委託することで、従事者の授産能力の向上と工賃の増額を図る。	障がい福祉課
障害者優先調達推進法の推進	国の障害者優先調達推進法に基づき、市で調達方針を定め、市で使用する物品や役務について、優先的に障害者通所施設等へ発注し、工賃向上等の支援を行う。全庁的な協力が得られるよう事業の啓発に努め、発注の拡大を図る。	障がい福祉課
庁舎内における事業所等で作成された物の物販の実施	庁内福祉コンビニと連携して、事業所等で作成された物の販売を支援する。	障がい福祉課

(2) スポーツ・文化芸術活動等の推進

①スポーツ活動の推進

障がいのある人の豊かな生活と健康の増進に向け、スポーツ・レクリエーション活動の機会の確保を図ります。また、学校・地域等において障がいの有無にかかわらず参加・交流することのできる障がいスポーツの普及・促進に取り組みます。

■主な取組

事業名	概要	担当課
障がい者スポーツ大会の開催	障がい者がスポーツを通じて、体力の維持と機能の回復の向上を図り、家族やボランティア等と積極的に交流を図り、互いに理解を深める。	障がい福祉課
有料公園施設の使用料の減免	指定管理者制度を導入している三木山総合公園等の有料公園施設（プール、テニスコート、グラウンド等）を三木市都市公園条例に定められた地域に住む障がいのある人（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している者、及び同じ程度の障がいをもつと認められる者）が利用する場合、その使用料を減額免除することについて周知徹底し運営していく。兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会の開催について、継続して協力する。障がい者が利用しやすいよう、屋内プールには障がい者用男女別ロッカーとトイレを完備している。	都市政策課

②文化芸術活動の推進

障がいのある人の自己表現機会のひとつである文化芸術活動の機会の確保を図ります。また、文化芸術活動を通じた地域における交流や発表の場の確保等に取り組みます。

■主な取組

事業名	概要	担当課
障害者週間に伴う事業所等の作品展示会開催	障がい者に対する理解を深めるとともに、共生社会（障がいの有無にかかわらず誰もが人格と個性を尊重支え合う社会）の理念の普及と啓発活動を行う。	障がい福祉課
スマイルスペース 【新規】	障がい者専用の作品展示パネルを設置し、障がい者の理解促進を推進する。	障がい福祉課

③読書バリアフリーの推進

読書バリアフリー法の施行を踏まえ、障がいのある人の読書活動へのアクセスを高めるため、利用しやすいメディア（点字図書・拡大図書・録音図書）の普及・充実等に取り組みます。視覚障がい、上肢障がい、発達障がいなど、通常の活字による読書に困難を感じる方に対し、国立国会図書館のデータを活用したデイジー図書の提供など、多様なニーズに応じた読書環境の整備を図ります。

■主な取組

事業名	概要	担当課
対面朗読の実施	図書館バリアフリーの推進に向け、図書館において朗読ボランティアと連携して、活字による読書が難しい方に図書館資料を代読する。	中央図書館
デイジー図書の提供 【新規】	通常の活字による読書に困難を感じる市内在住者を対象に、国立国会図書館が提供する小説・児童書等の音声データをデイジー図書として貸し出す。	中央図書館

基本方針6 誰もが暮らしやすい環境づくりの推進

(1) 福祉のまちづくりの推進

①建築物のバリアフリー化の推進

障がいのある人等が安全かつ快適に利用できるよう配慮された建築物等の整備を促進するため、必要な指導・助言・支援を行います。

■主な取組

事業名	概要	担当課
福祉のまちづくり条例に基づく届出への指導・助言	兵庫県福祉のまちづくり条例に基づき、障がいのある人等をはじめ誰もが安全かつ快適に利用できるよう配慮された建築物等の整備を促進するため、建築物等の建築に際して事前に届け出を求め、整備基準に適合するよう、必要な指導・助言・支援を行う。	福祉課

②住宅のバリアフリー化の推進

障がいのある人が、できる限り住み慣れた地域で安心して快適な生活が営めるよう、住宅整備の改善や資金助成等に関する相談、助成等を支援していきます。

■主な取組

事業名	概要	担当課
障がい者住宅改造費の助成	障がいのある人に配慮した住宅改造を促進するため、障がい者世帯の住宅改造費の一部を助成する。	障がい福祉課
障がい者等に配慮した既存市営住宅の設備等の改善	障がい者や高齢者等のセーフティネットの受け皿としての役割を果たす住宅施策を進めるため、共用部分への手摺りの設置等のバリアフリー化を進める。「三木市公営住宅等長寿命化計画」と定期点検の結果に基づき、計画的にバリアフリー化を実施する。	建築住宅課

③移動・交通対策の推進

障がいのある人の外出や社会参加を促進するため、福祉タクシー等の利用助成や地域生活支援事業による移動支援事業の充実に努めます。

■主な取組

事業名	概要	担当課
自動車運転免許取得費の助成	自動車運転免許を取得することにより、身体障がい者の勤労と行動範囲の拡大を促進し生活の自立向上を図る。	障がい福祉課
自動車改造費等の助成	身体障がい者（上肢・下肢・体幹機能障がい者で特別障害者手当の所得制限限度額以内）または、生計を同じくする介護者（特別障害者手当の所得制限限度額以内）が就労等に伴い、自らの所有する自動車の操向装置等の一部を改造または福祉車両を購入する必要がある場合に、その経費を助成することにより、身体障がい者の社会参加の促進を図る。	障がい福祉課
福祉タクシー等の利用助成	障がいのある人など、移動困難者の移動手段を確保するとともに、障がいのある人の社会参加の促進を図る。	障がい福祉課
移動支援事業の充実	社会生活上不可欠な外出や、余暇活動等の社会参加を支援するためにガイドヘルパーを派遣する。	障がい福祉課
福祉有償運送サービス事業の実施	在宅で車いす等を利用し、移動が困難な障がい者等を対象に福祉車両での送迎を行い外出を支援する。超高齢社会を迎え、利用希望者が増加しており、ボランティア協力者の増員を図り、より一層の拡充をめざす。	福祉課
ノンステップバスの導入の推進	路線バスのバリアフリー化を推進し、高齢者、身体障がい者等の利便性の向上を図るとともに、バス利用を促進する。	交通政策課
道路の適正使用指導による通行の安全確保（あんしん歩行エリアの整備）	高齢者や障がいのある人等が歩行時に道路通行の支障となる放置自転車等の道路不法占用（使用）物件の撤去・移動や道路工事中の安全対策措置を指導することにより通行の安全確保を図る。	道路河川課
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく歩道整備	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、障害者や高齢者にも寄り添った歩きやすい（適切な構造の）歩道整備・歩道リニューアルを推進する。	道路河川課

(2) 安全・安心な地域環境づくり

①災害発生時の支援体制の整備

「三木市地域防災計画」に基づき、避難行動要支援者の支援対策を整備するとともに、住民に対する意識啓発を行い、自治会単位で機能する横断的な防災組織や協力体制の整備、日頃からそれぞれの地域の民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、ボランティア等の活動を通じ、障がいのある人を含めた地域住民による危機管理・ネットワークが構築できるよう支援します。

■主な取組

事業名	概要	担当課
避難行動要支援者支援	民生委員・児童委員の協力により、災害時に自力避難できない方を「避難行動要支援者」として登録し、自主防災組織が中心となって避難支援体制を構築する。	危機管理課
命のカプセル	医療情報や緊急情報を記載した用紙をカプセルに入れ、冷蔵庫に保管しておき、災害時や緊急時にその情報を利用し、適切かつ迅速に医療行為が受けられるようにする。避難行動要支援者や希望する市民に普及啓発を行う。	危機管理課
避難施設の指定	災害において、自宅等が被害を受けまたは、被害を受けるおそれのある者を一時的に学校や公民館等の既存建築物に収容し保護する施設として2次避難所53か所、福祉避難所21か所を指定している。	危機管理課 福祉課
災害情報の配信	携帯電話やパソコンへのメール配信、ホームページやSNS、固定電話機、FAX、全国瞬時警報システムによるコミュニティFMへの割込み放送など、多様な情報網を活用して災害時要援護者をはじめ、市民への情報伝達のより一層の充実に努める。災害情報については多様な手段で配信するほか、新たな手法の導入を検討する。	危機管理課 秘書広報課
聴覚障がい者からの緊急通報体制の充実	高機能消防指令システムにより、聴覚障がい者からの119番緊急通報ファクシミリ及びNET119緊急通報システムの受信体制をとる。手話通訳者の現場派遣は、通報者の申し出があった時や状況に応じて三木市意思疎通支援者を派遣する。迅速な初動体制を図り、聴覚障がい者の安全安心確保に努める。	消防本部 障がい福祉課

②情報提供・通信体制の充実

障がいのある人は、様々な情報から隔絶されやすいため、情報提供・通信体制を充実していく必要があります。災害・緊急時の情報伝達に備えて、専門的技術を有する手話通訳者や要約筆記者の確保及びボランティア等の派遣・協力体制を確立していきます。また、聴覚や発話の障がいによる 119 番通報が困難な方のために、緊急通報システムの普及に努めます。

■主な取組

事業名	概要	担当課
福祉のしおりの発行	障がいのある人やその家族の方が利用できる福祉サービス等の概要等を掲載した冊子を発行する。	障がい福祉課
緊急通報システムの充実	ひとり暮らしの高齢者・重度身体障がい者や高齢者のみの世帯などに、急病や事故等緊急事態における不安を解消し、生活の安全を確保するために、緊急通報装置の貸与を行う。また定期的に電話訪問を行い、緊急事態を未然に防止する。	高齢福祉課 障がい福祉課
F M放送(F Mみっきい)の活用	視覚に障がいのある人も視聴する FM 放送（エフエムみっきい）を活用し、災害・防災情報をはじめ、住民にとって必要な情報を発信する。	秘書広報課

③防災のまちづくり

障がいのある人を含めたすべての人々を災害から守るため、関係機関との連携を図るとともに、情報提供やコミュニケーション手段の充実を図っていきます。また、障がいのある人が参加できる防災訓練を実施していきます。

■主な取組

事業名	概要	担当課
防災情報マップの作成	浸水区域や土砂災害などの危険箇所を表示した「防災情報マップ」を作成し、電子ブック化や公民館等での窓口配布、希望者への郵送等により周知を図るとともに、地域への出前講座や防災研修において活用する。	危機管理課
自主防災組織の育成強化	市内 194 地区に結成している「自主防災組織」の機能を存分に発揮できるよう組織の育成と防災資機材を充実させる。防災資機材の補充、拡充に対して補助制度の活用を推進し、資機材の点検を兼ねた自主防災組織の防災訓練や育成研修会などを開催していく。	危機管理課 消防本部
防災訓練の実施	市の総合防災訓練を実施するとともに、自治会や地域での防災訓練を推進する。総合防災訓練では、市民が参加できる訓練項目を多用する。また、地域の防災訓練で	危機管理課 消防本部

事業名	概要	担当課
	は、初期消火訓練や心肺蘇生の講習等の訓練実施に関し、支援を行う。	
防災フェスティバルの実施	防災フェスティバルを開催し、防火、防災に対する正しい知識の習得と防災技術の向上を図る。障がいのある人も安心して参加できるよう、熱中症対策や会場内の移動負担軽減等に配慮した会場で実施する。	消防本部

(3) 人権の尊重と権利擁護の推進

①福祉・人権教育の推進

障がい者に対する差別や偏見を取り除くため、理解促進や交流の場を拡充し、あらゆる機会を通じて教育や啓発を推進します。障がいのある人とない人が、お互い理解を深めるためには、幼少期からの福祉・人権教育が重要であることから、小・中学校の学校教育において、障がいのある児童・生徒との交流及び共同学習を実施するなど、お互いの人権を尊重し合い、正しい理解と認識を深める教育の推進に努めます。

福祉・人権教育を学校教育段階での実施にとどめることなく、偏見や差別を解消するため、福祉や人権に関する講演会を開催するなど、効果的な福祉・人権教育の推進に努めます。

■主な取組

事業名	概要	担当課
障がい者に関する人権教育・啓発の推進	障がい者に対する差別や偏見を取り除くため、市民の交流や障がい者への理解を促進するとともに、あらゆる機会をとらえて「障害者差別解消法」の周知を図る。また、「三木市人権尊重のまちづくり基本計画（第4次）」に基づき、当事者や民間団体との連携を強化しながら、障がい者に関する人権教育・啓発を推進する。	人権推進課
福祉教育の推進	各小・中学校において、車いす・手話体験授業などの福祉教育事業等を行い、障がい者に対する正しい理解と認識を深める。体験的な学習の体系化に努め、より発展充実を求め実施していく。	学校教育課

②人権啓発と差別の解消に向けた取組の充実

障害者権利条約や障害者基本法に基づく、共生社会の理念や、地域における生活の促進について、市民の理解の促進と差別の解消に向けた取組の充実を図ります。障害者差別解消法において、民間事業者においても合理的配慮の提供が法的義務とされていることを踏まえ、障がい者の社会参加のための社会的障壁を除去・軽減していくことの必要や、そのための合理的配慮の提供について、市民、地域団体、民間事業所等の幅広い理解と取組の拡大に向けた周知・啓発を行います。

■主な取組

事業名	概要	担当課
障害者差別解消支援地域協議会の設置	障害者差別解消法に基づき、障がい者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うことを目的として、三木市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、関係機関の連携による対応や障がい者差別の解消に資する取組の共有と分析、紛争解決の後押し、障がい特性の理解のための啓発等について協議する。	障がい福祉課

③権利擁護の推進

障がいのある人の人権が尊重され、不当な扱いを受けることがないように、障害者虐待防止法に基づき、関係機関と連携して障がいのある人に対する虐待の防止に取り組むとともに、虐待の事案の発生に対する早期対応の体制を整備します。

また、様々なサービスを適切に利用することが困難な人に対して、権利の擁護とサービスの利用等を支援するため、成年後見制度利用支援事業を推進します。

さらに、権利擁護支援のための中核機関を中心とした、権利擁護に関する広報・相談・利用促進等の機能強化と、多職種による地域連携ネットワークの構築を推進します。また、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方等に対する国・県の補償金等支給制度について、周知及び相談支援を行います。

■主な取組

事業名	概要	担当課
障がい者虐待相談窓口の設置	障害者虐待防止法に基づき、虐待に関する通報や相談に対応する。相談窓口の周知に努め、関係機関との連携を強化し、速やかな対応に努める。また、虐待予防の啓発に努める。	障がい福祉課
旧優生保護法補償金等支給法に関する周知・相談支援【新規】	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方やその配偶者・遺族に対し、国・県が実施する補償金等の支給制度について、広報紙やホームページ等を通じて周知を図るとともに、窓口寄せられる相談を兵庫県の受付・相談窓口やサポート弁護士事業につなぐ。また、都道府県から保有文書に関する調査・報告への協力を求められた場合には、必要な協力を行う。	障がい福祉課
成年後見制度利用支援事業の実施	身寄りのない認知症の高齢者や障がいのある人など自分で十分に判断することができない人が、身寄りがない等の理由で法定後見制度開始の審判の申立ができない場合、市長が代わって申立てを行う。また、本人の資産に基づき申立てにかかる費用の負担や、法定後見開始後の成年後見人等の報酬助成を行う。	高齢福祉課 障がい福祉課
法定後見制度や地域における権利擁護支援を適切に利用できる環境づくり	障がいのある方や認知症高齢者などの権利擁護について、適切な支援に繋がるよう、地域の権利擁護支援を担う中核機関（地域権利擁護相談支援センター）の広報、相談、利用促進などの機能強化と多職種による地域連携ネットワークの連携強化を図る。	高齢福祉課 障がい福祉課 福祉課

第Ⅲ部 第8期三木市障害福祉計画・第4期三木市障害児福祉計画

第5章 障害福祉サービス等の提供体制の整備

1 国の指針に基づく目標設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

■国の基本指針

① 地域生活に移行する人数

令和11年度末時点で、令和7年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

② 施設入所者の減少数

令和11年度末時点で、令和7年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

■本市の目標

項目	目標	考え方
①地域生活に移行する人数	6人	令和7年度末時点での施設入所者は90人であり、国の指針に基づいて算出した6人を第8期計画における目標値として設定します。
令和11年度末までの目標値	6%	
②施設入所者の減少数	5人	令和7年度末時点での施設入所者は90人であり、国の指針に基づいて算出した5人を第8期計画における目標値として設定します。
令和11年度末までの目標値	5%	

第7期計画の実績	目標値(A) (R8年度目標)	実績(B) (R7年度時点)	達成率(B/A) (R7年度時点)
地域生活移行者数	5人	11人	220%
施設入所者減少数 (基準値：R4年度末の施設入所者数89人)	4人 (85人)	-1人 (90人)	-25%

◆◆三木市の現状と方向性◆◆

施設入所者の地域生活への移行については、移行者数の目標は十分に達成していますが、施設入所者数の減少については、利用のニーズ等を踏まえて取り組んだ結果、達成が十分ではない状況です。地域生活への移行にあたっては、福祉施設において、必要な意思決定支援が行われ、移行等に関し、本人の意思が確認されていることが重要です。また、地域での生活が困難な状況において、施設利用のニーズがある場合には、適切にサービスの確保をしていくことが求められます。

そのため、施設利用者数の減少については、本人や家族の状況や支援のニーズを踏まえて無理のない取り組みを進めると同時に、地域生活への移行や継続に必要な支援の充実を図ることで、目標の達成をめざします。

(2) 地域生活支援の充実

■国の基本指針

① 地域生活支援拠点等の整備、効果的な支援体制及び連絡体制の構築、運用状況の検証・検討 令和 11 年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備する。 また、拠点コーディネーターを配置すること、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者を配置すること、年 1 回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討することを基本とする。
② 強度行動障がい等を有する障がい者の支援体制の整備 令和 11 年度末までに、強度行動障がい等を有する障がい者について、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備することを基本とする。

■本市の目標

項目	数値	考え方
①-1 地域生活支援拠点等の整備 及び運用状況 令和 11 年度末の目標値	1 箇所 検証実施	地域生活支援拠点に求められる 5 つの機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）について、本市では専門的な相談支援を提供する基幹相談支援センターを設置するとともに、障がい福祉サービス事業所との連携により、5 つの機能に対応できる体制を整え、地域生活支援拠点の面的な整備をめざします。
①-2 地域生活支援拠点等への拠点コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置	配置	今後圏域で協議し、各種コーディネーター・担当者の配置をめざします。
② 強度行動障害を有する障がい者の支援体制の整備 令和 11 年度末の目標値	実施	強度行動障害を有する人の支援ニーズ等の把握と支援体制の整備をすでに実施しており、今後も継続して取組の充実を図ります。

◆◆三木市の現状と方向性◆◆

地域生活支援拠点等について、相談支援については基幹相談支援センターを設置し、福祉部局をはじめとする市の関係課と連携しながら、支援の充実に取り組んでいます。また緊急時の受け入れについて、市内の複数の事業所に協力を依頼し、緊急時に受け入れが可能な体制づくりを進めるなど、地域生活支援拠点に求められる 5 つの機能を、障がい福祉サービスに係る社会資源のネットワークにより、確保する体制を整えています。

将来的に、単一の施設や事業所が地域生活支援拠点として機能することは、本市の現状に鑑みて難しく、引き続き複数の事業所や関係機関との連携を深めつつ、全体として地域生活支援拠点に求められる機能を充実させられるよう取り組みます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

■国の基本指針

① 一般就労への移行者数、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	令和11年度中に、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労への移行者数を、令和6年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。 そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれに係る移行者数の目標値を、令和11年度中に令和6年度実績の1.14倍以上、概ね1.52倍以上、概ね1.67倍以上とする。 また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。
② 就労定着支援事業の利用者数、就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる事業所、協議会を活用した取組みの推進	就労定着支援事業の利用者数については、令和11年度末の利用者数を令和6年度末実績の1.47倍以上とすることを基本とする。 就労定着率については、令和11年度中に就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。 また、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。
③ （自立支援）協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所の設置、就労選択支援事業の利用者数【新規】	協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を1事業所以上設置することを基本とする。 また、就労選択支援を利用する障がい者の数を全国で8万2千人以上とする。

■本市の目標

項目	数値	考え方
①一般就労への移行者数 令和11年度の目標値	7人 131%	令和6年度の一般就労への移行者数の実績は5人であり、国の指針に基づいて算出した7人を令和11年度における目標値として設定します。
①-1 一般就労移行率5割以上の就労移行支援事業所数 令和11年度の目標値	1箇所 114%	本市においては現在就労移行支援事業所が無い状況であり、若干の市外事業所の利用があるものの、国の指針に基づいた「就労移行支援事業における移行者数」の目標指標の設定は困難です。そのため、本市における一般就労移行支援事業所を1か所以上設置し、その事業所の一般就労移行率を5割以上とすることを目標とします。
①-2 就労継続支援A型事業における移行者数 令和11年度の目標値	6人 152%	令和6年度の就労継続支援A型事業における一般就労への移行者数の実績は4人であり、国の指針に基づいて算出した6人を令和11年度における目標値として設定します。
①-3 就労継続支援B型事業における移行者数 令和11年度の目標値	2人 167%	令和6年度の就労継続支援B型事業における一般就労への移行者数の実績は1人であり、国の指針に基づいて算出した2人を令和11年度における目標値として設定します。

項目	数値	考え方
②-1 就労定着支援事業の利用者数 令和11年度の目標値	15人 147%	令和6年度末時点の就労定着支援事業の利用者数の実績は10人であり、国の指針に基づいて算出した15人を令和11年度における目標値として設定します。
②-2 就労定着率7割以上の事業所数 令和11年度末の目標値	1箇所 25%	本市の就労定着支援利用者が利用する事業所は現段階では3箇所であるため、就労定着率を7割以上の事業所数を1箇所とすることを目標とします。
③-1 就労選択支援事業所の設置【新規】 令和11年度の目標値	1箇所	本市においては現在就労選択支援事業所が無い状況です。そのため、本市における就労選択支援事業所を1箇所設置することを目標値とします。また、就労選択支援の利用者数については、本市ではまだ利用実績がなく、具体的な数値は設定しませんが、圏域でのサービス整備と併せて、ニーズに即した利用の促進を図ります。

第7期計画の実績	目標値（A） （R8年度目標）	実績（B） （R7年度時点）	達成率（B／A） （R7年度時点）
一般就労への移行者数	9人	13人	144.4%
就労移行支援事業における移行者数	1人	0人	0%
就労継続支援A型事業における移行者数	3人	8人	266.7%
就労継続支援B型事業における移行者数	6人	4人	66.7%
利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所	1か所	0か所	0%
就労定着支援の利用者数	13人	7人	53.8%
利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所	1か所	1か所	100%

◆◆三木市の現状と方向性◆◆

福祉施設から一般就労への移行については、一般就労への移行者数の合計で目標を達成していますが、現在市内に就労移行支援事業を行う事業所がないことをはじめ、他市での就労移行支援の利用者数が少ないため、就労移行支援を利用した一般就労への移行実績はありませんでした。

可能な限り、利用しやすい地域で就労移行支援を利用できるよう、引き続き事業所の確保に取り組むとともに、北播磨圏域における整備の充実も含めて、近隣自治体と連携して整備に取り組めます。また、就労選択支援についても、必要とする人がサービスを利用できるよう、関係機関と連携して整備の推進を図ります。

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

■国の基本指針

①児童発達支援センターの4つの中核的な支援機能の確保 令和11年度末までに、各市町村において、児童発達支援センターの4つの中核的な支援機能を確保することを基本とする。
②インクルージョン推進のための協議の場の設置 令和11年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。
③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保 令和11年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
④医療的ケア児等支援に関する協議の場の設置、医療的ケア児等コーディネーターの配置 令和11年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

■本市の目標

項目	数値	考え方
① 児童発達支援センターの4つの中核的な支援機能の確保 令和11年度末の目標値	確保	「こども発達支援センターにじいろ」の充実・強化を通じて、必要な機能を満たしていけるよう取り組んでいきます。
② インクルージョン推進のための協議の場の設置 令和11年度末の目標値	実施	本市では、北播磨圏域の5市1町合同で設置している保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場をすでに設置しています。基本指針に基づく目標は達成済みです。引き続き取組の充実を図っていきます。
③-1 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置または受け入れ体制を整備した事業所の確保 令和11年度末の目標値	1箇所	本市では、「こども発達支援センターにじいろ」が実施する児童発達支援において重症心身障がい児の受入れを行っています。また、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスについても、市内1事業所で実施されており、目標数は確保されています。
③-2 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置 令和11年度末の目標値	1箇所	
④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 令和11年度末の目標値	実施	本市では、医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を北播磨圏域の5市1町合同ですでに設置しています。また、基幹相談支援センター及び障害児通所支援施設の一部においてコーディネーターを配置しているため、基本指針に基づく目標は達成済みです。引き続き取組の充実を図っていきます。

第7期計画の実績	目標値（A） （R8 年度目標）	実績（B） （R7 年度時点）	達成率（B／A） （R7 年度時点）
児童発達支援センターの整備	1 箇所	1 箇所	100%
保育所等訪問支援の実施	1 箇所	4 箇所	400%
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1 箇所	1 箇所	100%
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	1 人	6 人	600%

◆◆三木市の現状と方向性◆◆

市直営の「こども発達支援センターにじいろ」では、令和6年度以降「児童発達支援センター」の機能も有するなど、地域の中核的な発達支援（療育）施設として充実を図っています。保育所等訪問支援を実施する事業所の拡大など、障がい児支援の体制整備は進めているところですが、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保についても、必要な事業所の目標は達成していますが、引き続き支援ニーズに対応した取組の充実を図ります。

（5）相談支援体制の充実強化等

■国の基本指針

①基幹相談支援センター等の設置・整備及び連携
令和11年度末までに、すべての市町村において、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、協議会の設置・整備を行った上で連携させること、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること、協議会において、個別事例の検討を通じて地域における障がい者の支援体制の整備に取り組む体制を確保することを基本とする。
②のぞまないセルフプランの件数をゼロ【新規】
令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを基本とする。

■本市の目標

項目	数値	考え方
協議会の設置・整備及び連携体制の構築 令和11年度末の目標値	実施	本市においてはすでに、基幹相談支援センターを設置済みであり、地域の相談支援体制の強化を図るための体制を整備しています。引き続き三木市障害者（児）地域自立支援協議会等と連携しながら相談支援の充実・強化を図っていきます。
協議会における個別事例の検討を通じた障がい者の支援体制の整備に取り組む体制確保 令和11年度末の目標値	実施	

項目	数値	考え方
のぞまないセルフプランゼロ 令和 11 年度末の目標値	実施	本市においては、セルフプランによる障害福祉サービスの利用は 0 件であり、全ての利用者が相談支援事業所を利用できています。

第 7 期計画の実績	目標値 (A) (R8 年度目標)	実績 (B) (R7 年度時点)	達成率 (B / A) (R7 年度時点)
基幹相談支援センターの設置	1 箇所	1 箇所	100%
基幹相談支援センターにおける地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保	実施	実施	100%
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組に必要な協議会の体制の確保	実施	実施	100%

◆◆三木市の現状と方向性◆◆

基幹相談支援センター等の設置・整備及び連携については、すでに国の基本指針に即した取り組みを実施しており、今後も継続します。「のぞまないセルフプランゼロ」については、本市ではすべての障害福祉サービス利用者が相談支援事業所を利用しており、目標は達成した状態です。しかし、市内の相談支援事業所の整備が十分ではなく、他市の事業所を利用せざるを得ない状況があることが課題となっており、今後市内の事業所の整備について、関係機関と連携した取組を進めます。

2 障害福祉サービス等の見込量と確保方策

(1) 障害福祉サービス等の見込量の算出方法について

①サービス利用者数の推計

各サービスの利用者数の推計にあたっては、令和6年度から令和8年度の利用状況を踏まえ、利用人数の増減の傾向が将来にわたって継続すると仮定して、将来推計の一般的な手法の一つである、実績値の推移の回帰直線を用いて令和9年度以降の利用者数を推計しました。

②サービス利用者数推計の補正

①の方法で推計した利用者数について、不自然または極端な増加、減少傾向となったサービスや、政策的な状況を踏まえた補正が必要なサービスについては、以下のように補正を行いました。

短期入所、自立訓練（機能訓練）、就労選択支援等の、障がい者を対象としたアンケート調査で利用ニーズが高かったサービスについては、①の手法では横ばい、減少となっていたとしても、障害福祉サービス全体の利用者数の増加傾向を考慮し、増加傾向の見込み量としました。

また、就労継続支援B型のように、直近で利用が大きく増加しているサービスについては、大きく増加する見込み量となりましたが、今後総量規制の対象となる可能性もあり、障害福祉サービス全体の利用者数の増加傾向と同程度の伸びに抑えられるよう調整しました。

③利用者1人当たりの利用量の推計

利用人数だけでなく、利用時間数、利用日数といった利用量を見込む必要のあるサービスについては、令和6年度から令和8年度の各年度について、1人当たりの利用時間数（日数）を算出し、最も大きかった数値を推計に用いる1人当たり利用量としました。過去の実績のうち最も大きい数値を採用するのは、見込み量に余裕を持たせてサービス量の不足を招かないようにするためです。ただし、年度ごとに1人当たり利用量のばらつきが大きく、最大値を取ると極端に大きな推計になる場合は、最大値ではなく平均値や直近の数値をとる等の調整をしています。

こうして算出した1人当たり利用量を、①②で算出した利用者数に乗じて、各年度のサービス利用の見込み量を算出しています。

④国の指針に基づく目標設定に合わせた見込み量の調整

①から③の手順で見込み量を算出することを基本としますが、国の指針において所定のサービス量を目標値として設定することが求められているサービス（施設入所支援、就労定着支援等）については、目標年度である令和11年度のサービス量を目標達成に必要な数値に設定し、段階的にその目標を達成できるよう、見込量を調整しています。

(2) 訪問系サービス

●● 事業の概要 ●●

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅で、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいにより常に介護を必要とする人に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動の支援等を総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の移動時及び外出先における視覚的情報の支援（代筆・代読等を含む）や移動の援護を提供します。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難がある人で常時介護を要する人について、行動の際に生じる危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護等のサービスを提供します。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする人で介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護をはじめとする障害福祉サービスを包括的に提供します。

●● 実績と見込み ●●

サービス名	単位	第7期計画 実績			第8期計画 見込み					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
訪問系サービス合計	人／月	117	118	122	134	137	142	146	150	154
	時間／月	1,769	2,091	2,305	2,575	2,629	2,758	2,830	2,941	3,013
居宅介護	人／月	103	101	105	116	119	123	127	130	134
	時間／月	1,620	1,722	1,901	2,100	2,154	2,227	2,299	2,354	2,426
重度訪問介護	人／月	0	0	1	2	2	3	3	4	4
	時間／月	0	0	56	112	112	168	168	224	224
同行援護	人／月	14	15	14	14	14	14	14	14	14
	時間／月	149	164	138	153	153	153	153	153	153
行動援護	人／月	0	2	2	2	2	2	2	2	2
	時間／月	0	205	210	210	210	210	210	210	210
重度障害者等包括支援	人／月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※令和8年度は実績見込み（以下同様）

(3) 日中活動系サービス

●● 事業の概要 ●●

サービス名	内容
生活介護	常時介護を必要とする人に対し、主に昼間、障がい者支援施設で行われる入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供等のサービスを提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練を提供します。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練を提供します。知的障がい者・精神障がい者に対し、地域生活を営むことができるよう、日常生活能力の向上を図り、サービス提供機関との連絡調整を行う等の支援を提供します。
就労移行支援	就労を希望する人に対し、定められた期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を実施します。一般就労を希望する人に対し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通して、適性にあった職場への就労・定着を図る支援を実施します。
就労継続支援（A型）	通常の事業所に雇用されることが困難な人に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施します。一般企業での雇用が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図る支援を実施します。
就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な人に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施します。一般企業での雇用が困難な人、一定年齢に達している人等に対し、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図る支援を実施（雇用契約は結ばない）します。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスを提供します。
就労選択支援	就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理等を行う就労アセスメントの手法を活用して、就労先や働き方をより適切に検討・選択できるよう支援するサービスです。
療養介護	医療を要する障がい者で常時介護を必要とする人に対し、主に昼間において、病院その他の施設（病院及び診療所）において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護や日常生活上のサービスを提供します。
短期入所 （福祉型・医療型）	居宅においてその介護を行う人の疾病等の理由により、障がい者支援施設等への短期間の入所が必要な人に対し、当該施設に短期間入所し、入浴、排せつまたは食事の介護等のサービスを提供します。

●● 実績と見込み ●●

サービス名	単位	第7期計画 実績			第8期計画 見込み					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
生活介護	人／月	195	193	191	219	226	233	240	246	253
	人日／月	3,789	3,718	3,740	4,288	4,425	4,562	4,699	4,817	4,954
自立訓練 (機能訓練)	人／月	3	4	1	4	4	4	4	5	5
	人日／月	41	63	22	88	88	88	88	110	110
自立訓練 (生活訓練)	人／月	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	人日／月	30	48	71	89	107	124	142	160	178
就労移行支援	人／月	5	7	6	7	8	8	9	9	10
	人日／月	76	120	117	137	156	156	176	176	195
就労継続支援 (A型)	人／月	63	56	55	71	73	75	77	80	82
	人日／月	1,186	1,095	1,092	1,410	1,449	1,489	1,529	1,588	1,628
就労継続支援 (B型)	人／月	231	250	262	275	284	292	301	309	318
	人日／月	3,934	4,316	4,638	4,868	5,027	5,169	5,328	5,470	5,629
就労定着支援	人／月	10	7	2	11	13	15	16	17	18
就労選択支援	人／月	0	0	5	5	5	6	6	6	6
療養介護	人／月	23	22	21	20	19	18	17	16	15
短期入所 (福祉型)	人／月	51	49	47	45	43	41	39	37	35
	人日／月	329	323	287	297	283	270	257	244	231
短期入所 (医療型)	人／月	4	3	5	5	6	6	7	7	8
	人日／月	14	12	27	27	32	32	38	38	43

(4) 居住系サービス

●● 事業の概要 ●●

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	地域において共同生活を営むのに支障のない人に対し、主に夜間において共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対し、主に夜間において、入浴、排せつまたは食事の介護等のサービスを提供します。
自立生活援助	施設やグループホームを利用していた障がい者で、一人暮らしをする人に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないか等について確認を行い、必要な助言や医療機関との連絡調整を行うサービスを提供します。

●● 実績と見込み ●●

サービス名	単位	第7期計画 実績			第8期計画 見込み					
		令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	令和12 年度	令和13 年度	令和14 年度
共同生活援助	人／月	92	103	117	133	140	147	150	154	158
施設入所支援	人／月	96	95	90	89	87	85	84	83	82
自立生活援助	人／月		1	1	1	1	1	1	1	1

(5) 相談支援

●● 事業の概要 ●●

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する人に対して支給決定または支給決定の変更前後に、サービス等利用計画（案）を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している人または入院している精神障がい者を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、サービス提供事業所への同行支援等を行います。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した人や、家族との同居から一人暮らしに移行した人に対し、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時相談や対応を行います。

●● 実績と見込み ●●

サービス名	単位	第7期計画 実績			第8期計画 見込み					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
計画相談支援	人／月	172	188	184	193	199	205	211	217	223
地域移行支援	人／月	0	1	2	3	4	5	6	7	8
地域定着支援	人／月	0	1	2	3	4	5	6	7	8

(6) 障害児通所支援等

●● 事業の概要 ●●

サービス名	内容
児童発達支援	就学前の発達に支援が必要な児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	発達に支援が必要な就学児童に対し、放課後や長期休暇（夏休み等）において、日常生活に必要な訓練を実施するとともに、居場所の提供を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、児童発達支援等のサービスを利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童を対象に、事業所の支援員が児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する人に対して、支給決定または支給決定の変更前後に、サービス等利用計画（案）を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な児童（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けることができるよう保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

●● 実績と見込み ●●

サービス名	単位	第3期計画 実績			第4期計画 見込み					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
児童発達支援	人／月	78	95	82	89	91	93	95	95	95
	人日／月	504	659	634	688	704	719	735	735	735
放課後等デイサービス	人／月	184	193	212	216	222	228	233	233	233
	人日／月	1,772	1,882	2,323	2,367	2,433	2,498	2,553	2,553	2,553
保育所等訪問支援	人／月	66	56	56	56	54	53	51	51	51
	人日／月	66	55	56	56	54	53	51	51	51
居宅訪問型児童発達支援	人／月	0	0	2	3	4	5	6	6	6
	人日／月	0	0	2	3	4	5	6	6	6
障害児相談支援	人／月	64	68	77	83	89	96	100	100	100
コーディネーターの配置	人	12	6	7	7	7	7	8	8	8

(7) 障害福祉サービス等の基盤整備に向けた活動指標

障害福祉サービス等の見込量以外に、障害福祉サービス等の基盤整備にあたり、国の指針において充実が求められる活動指標について、次のように計画を定めます。

①精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

●● 指標の概要 ●●

活動指標	内容
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定します。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定します。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定します。
精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の利用量	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち、それぞれのサービスの利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

●● 実績と見込み ●●

サービス名	単位	第7期計画 実績			第8期計画 見込み					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回／年	1	1		1	1	1	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人／年	40	39		40	40	40	40	40	40
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回／年	0	0		1	1	1	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援利用量	人／月	0	1		1	1	1	2	2	2
精神障がい者の地域定着支援利用量	人／月	0	0		1	1	1	2	2	2
精神障がい者の共同生活援助利用量	人／月	18	23		25	26	28	29	31	32
精神障がい者の自立生活援助利用量	人／月	0	1		1	1	1	1	1	1

②発達障がい者等に対する支援

●● 指標の概要 ●●

活動指標	内容
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、プログラムの受講者数（保護者）及びプログラムの実施者数（支援者）の見込みを設定します。
ペアレントメンターの人数	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定します。
ピアサポートの活動への参加人数	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定します。

●● 実績と見込み ●●

サービス名	単位	第3期計画 実績			第4期計画 見込み					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	人／年	12	7		15	15	15	15	15	15
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（支援者）	人／年	0	3		5	5	5	5	5	5
ペアレントメンターの人数	人／年	0	0		1	1	1	1	1	1
ピアサポートの活動への参加人数	人／年	0	0		1	1	1	1	1	1

③相談支援体制の充実・強化

●● 指標の概要 ●●

活動指標	内容
基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定します。
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定します。また、基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定します。
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定します。

●● 実績と見込み ●●

サービス名	単位	第7期計画 実績			第8期計画 見込み					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
基幹相談支援センターの設置	有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言回数	回／年	6	5		6	6	6	6	6	6
地域の相談支援事業者の人材育成支援件数	件／年	6	5		6	6	6	6	6	6
地域の相談機関との連携強化の取組実施回数	回／年	17	63		70	70	70	70	70	70
個別事例の支援内容の検証の実施回数	回／年	2	4		5	5	5	5	5	5
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	1	1		1	1	1	1	1	1
協議会における事例検討実施回数	回／年	2	4		5	5	5	5	5	5
協議会における事例検討への参加事業者・機関数	団体	9	11		12	12	12	12	12	12
協議会の専門部会設置数	部会	4	4		4	4	4	4	4	4
協議会の専門部会実施回数	回／年	14	14		14	14	14	14	14	14

④障害福祉サービスの質を向上させるための取組

●● 指標の概要 ●●

活動指標	内容
障害福祉サービス等に係る研修その他の研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定します。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定します。
指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査結果の関係自治体との共有回数【新規】	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定します。

●● 実績と見込み ●●

サービス名	単位	第7期計画 実績			第8期計画 見込み					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	人／年	4	4		4	4	4	4	4	4
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回／年	12	0		12	12	12	12	12	12
事業者等に対する指導監査結果の関係自治体との共有回数【新規】	回／年	0	0		1	1	1	1	1	1

⑤地域生活支援の充実

指標の概要

活動指標	内容
地域生活支援拠点の整備	地域生活支援拠点等の設置箇所数と、拠点コーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた、地域生活支援拠点等の各機能が果たされているかの状況等についての検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定します。

実績と見込み

サービス名	単位	第7期計画 実績			第8期計画 見込み					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	箇所	0	0	0	1	1	1	1	1	1
コーディネーターの配置人数	人	0	0	0	1	1	1	1	1	1
機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	回／年	0	0	0	1	1	1	1	1	1

（８）障害福祉サービス等の見込量の確保方策

障害福祉サービス等の見込量を確実に確保するために、本市では次の方策を通じて提供基盤の整備を進めます。

①相談支援事業所の確保

市内において相談支援事業所が不足し市外の事業所を利用せざるを得ない状況があることが課題となっています。事業所への働きかけ等を通じた市内事業所の確保のための取組を進めていますが、まだ十分とは言えない状況であり、引き続き関係機関と連携した取組を進めます。

②地域自立支援協議会との連携

本市内で障害福祉サービス等を提供する事業所の連携組織としての性格を有する三木市障害者（児）地域自立支援協議会と連携し、地域において身近な場所での障害福祉サービス等の利用が可能となるよう、必要な社会資源の確保に努め、サービス提供体制の充実を図ります。また、不足している資源や支援が困難な事例等について、検討・協議の場を持ち、必要なサービスの確保のための取組を推進します。

③介護保険サービスとの連携

今後増加が予想される訪問系サービスについて、介護保険サービス提供事業所との連携や障害福祉サービス事業への参入の促進、介護人材の確保を図ります。また、介護保険サービスと障害福祉サービスを一体的に提供する共生型サービスを位置づけ、サービス提供体制の充実を図ります。

④就労支援の確保

市内事業者に対して積極的な情報提供を行い、理解と協力を求めつつ、障がい者の職場実習の拡充と雇用の拡大を図ります。令和6年度からの新しいサービスである就労選択支援については、近隣自治体のサービス事業所と連携し、必要なサービスの確保を図ります。なお、就労継続支援B型については、利用の増加が大きくなっており、ニーズに応じた適切なサービスの提供と質の確保の観点から、総量規制の適用も含めた対応を検討します。

⑤地域における居住の場の確保

共同生活援助（グループホーム）や短期入所については、地域生活への移行の促進という観点から、新設及び運営に対する支援を行います。また、入所施設への適切な助言・指導を通じ、就労移行や地域移行を促進します。共同生活援助（グループホーム）については利用が増加しており、引き続きニーズに応じたサービスの確保に取り組みます。

⑥障がい児支援の充実

こども発達支援センターにじいろにおける支援の充実・強化に取り組むとともに、市内事業者、医療機関、教育機関等との連携を強化し、一人ひとりの子どもの状況に応じた支援サービスが受けられる体制整備を進めます。

3 地域生活支援事業の見込量と確保方策

地域生活支援事業は、障がい者等のニーズに応じ、地域で自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、本市が地域の実情に応じて実施するものです。本節では、地域生活支援事業とその他の本市が実施する福祉サービス等について、見込量と実施計画、確保方策を示します。

■見込量の設定の考え方

- ①実施の有無を見込む事業については、既に実施しているものについては実施を継続し、未実施のものについては本計画期間中に実施できるよう見込みを設定する。
- ②身体障がいのある人を対象としたサービスについては、身体障害者手帳所持者数の減少傾向を踏まえて、実績と同程度の見込量とする。利用実績が減少傾向のサービスについても、明確なニーズの減少傾向が確かめられていないことから、見込量については横ばいで設定する。
- ③実績が増加傾向となっているなど、潜在的なニーズが大きく、今後利用が増加すると考えられるサービスについては今後も利用が増加するという予測に基づいて見込量を設定する。アンケート調査において不足しているという意見が多かったサービスについても、実績に対する余裕を見込んで見込量を算出する。

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去・軽減するため、社会における障がい等について理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働き掛けを強化することにより、共生社会の実現を図る。
事業内容	○障がい等に対する理解を深めるため、当事者、市民、事業者等を対象とした講演会等を開催。 ○手話言語条例の制定に伴う、手話の普及に関する事業を推進。

●● 実績と見込み ●●

サービス名	単位	第7期計画 実績			第8期計画 見込み					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	有	有	有	有	有	有	有	有

②自発的活動支援事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	障がい者等が日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図る。
事業内容	○障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援。

●● 実績と見込み ●●

サービス名	単位	第7期計画 実績			第8期計画 見込み					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有

③相談支援事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	障がい者本人や障がい児の保護者または障がい者等の介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な支援を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。
事業内容	○福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利の擁護のために必要な援助、専門機関の紹介等。 ○地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを設置。 ○基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員の配置、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の促進の取組。 ○三木市障害者（児）地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言。

●● 実績と見込量または実施計画 ●●

サービス名	単位	第7期計画 実績			第8期計画 見込み					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
障害者相談支援事業	件／年	5,336	6,018		7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
基幹相談支援センター	有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有
三木市障害者（児）地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有

④成年後見制度利用支援事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	成年後見制度の利用が有効と認められる人に対し、制度の利用を支援するために、関係施設などと連携し、普及啓発を図る。
事業内容	○親族のいない障がい者に成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人などの報酬の全部または一部を助成。

●● 実績値と見込量または実施計画 ●●

サービス名	単位	第7期計画 実績			第8期計画 見込み					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
成年後見制度利用支援事業	件／年	2	2		3	4	5	5	5	5

⑤成年後見制度法人後見支援事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活用を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とする。
事業内容	○法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築。 ○法人後見の適正な活動のための支援。 ○その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進。

●● 実績値と見込量または実施計画 ●●

サービス名	単位	第7期計画 実績			第8期計画 見込み					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
成年後見制度法人後見支援事業	有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有

⑥意思疎通支援事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳等の方法により意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る。
事業内容	○手話通訳者設置事業の推進。 ○手話通訳者派遣事業の推進。 ○要約筆記者設置事業の推進。 ○要約筆記者派遣事業の推進。 ○点訳音訳委託等事業の推進。

●● 実績値と見込量または実施計画 ●●

サービス名	単位	第7期計画 実績			第8期計画 見込み					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
手話通訳者設置事業	人／年	4	4		4	4	4	4	4	4
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件／年	471	448		500	500	500	500	500	500

⑦日常生活用具給付等事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図る。
事業内容	○日常生活上の便宜を図るため、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具の給付。

●● 実績値と見込量または実施計画 ●●

サービス名	単位	第7期計画 実績			第8期計画 見込み					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
介護・訓練支援用具	件／年	2	5		10	10	10	10	10	10
自立生活支援用具	件／年	6	6		10	10	10	10	10	10
在宅療養等支援用具	件／年	55	47		60	60	60	60	60	60
情報・意思疎通支援用具	件／年	5	8		10	10	10	10	10	10
排せつ管理支援用具	件／年	2,277	2,077		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

⑧手話奉仕員養成研修事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。
事業内容	○聴覚障がい者の社会生活におけるコミュニケーションの確保を図るため、手話のできる市民の養成、手話通訳者の養成。

●● 実績値と見込量または実施計画 ●●

サービス名	単位	第7期計画 実績			第8期計画 見込み					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
手話奉仕員養成研修事業	人／年	15	6		20	20	20	20	20	20

⑨移動支援事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す。
事業内容	○移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援。

●● 実績値と見込量または実施計画 ●●

サービス名	単位	第7期計画 実績			第8期計画 見込み					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
移動支援事業	人／年	83	82		85	85	85	85	85	85
	時間／年	4,763	4,620		4,878	4,878	4,878	4,878	4,878	4,878

⑩地域活動支援センター機能強化事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	障がい者等が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障がい者等の地域生活支援の促進を図る。
事業内容	○利用者に創作的活動や日中活動の提供を行う基礎的事業を実施した上で、次の類型によりサービスを提供。 ・地域活動支援センターⅠ型（利用者おおむね20名以上） ・地域活動支援センターⅡ型（利用者おおむね15名以上） ・地域活動支援センターⅢ型（利用者おおむね10名以上）

●● 実績値と見込量または実施計画 ●●

サービス名	単位	第7期計画 実績			第8期計画 見込み					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
地域活動支援センターの基礎的事業	箇所	1	1	1	1	1	1	1	1	1
地域活動支援センター機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1	1	1	1
Ⅰ型	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ⅱ型	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ⅲ型	箇所	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(2) 任意事業

①訪問入浴サービス事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	重度の身体障がいのある方で、自宅での入浴が困難な方や、障害福祉サービスの利用ができない方に対し、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。
事業内容	○身体障がい者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行う入浴の介護。

●● 実績値と見込量または実施計画 ●●

サービス名	単位	第7期計画 実績			第8期計画 見込み					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
訪問入浴サービス事業	回／年	132	126		150	150	150	150	150	150

②日中一時支援事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。
事業内容	○日中、障害福祉サービス事業所、障がい者支援施設等において、障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等の実施。

●● 実績値と見込量または実施計画 ●●

サービス名	単位	第7期計画 実績			第8期計画 見込み					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
日中一時支援事業	回／年	2,527	3,165		3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500

③社会参加促進事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	スポーツ・レクリエーション教室等の開催、点字・声の広報等発行、要約筆記者の養成研修等を実施するとともに、障がい者のより一層の社会参加を促進する。
事業内容	○スポーツ・レクリエーション教室開催等事業の実施。 ○芸術・文化講座開催等事業の実施。 ○点字・声の広報等発行事業の実施。 ○自動車運転免許取得費・改造費助成事業の実施。

④更生訓練費給付事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	施設に入所・通所して就労移行支援事業や自立訓練事業を受けている人に、社会復帰の促進を図る支援を行う。
事業内容	○就労移行支援事業または自立訓練事業を利用する者に対する更生訓練費の支給。

⑤生活訓練等事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	日常生活上必要な訓練・指導をはじめ、相談活動支援を行い、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進する。
事業内容	○就労している障がい者等の地域生活に関する相談に応じ、助言を与えるなどの支援。 ・相談活動 ・日常生活支援 ・連絡調整

(3) 地域生活支援事業の見込量の確保方策

地域生活支援事業については、障害福祉サービスと同様に、三木市障害者（児）地域自立支援協議会と連携しながら必要な社会資源の確保に努め、サービス提供体制の充実を図ります。支援を必要とする人の実情に沿った適切なサービス提供が可能となるよう、サービス事業者や近隣自治体と連携して取り組みます。